

第2期粕屋町 子ども・子育て支援事業計画



(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
粕屋町

はじめに

近年の急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの課題が深刻さを増し、社会・経済へ大きな影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある家庭の子どもの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、誰もが安全にそして安心して子どもを産み、育てることができる子育て環境の整備が最重要課題となっています。



本町は、人口が増加しており、若い子育て世代も多く、合計特殊出生率が福岡県や全国に比べて特に高い水準となっていることから、若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てしやすい環境づくりが求められています。

粕屋町では、平成 27 年に「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供及び地域の子育て支援に関わる取組みを推進してきました。

一方、国においては、平成 29 年に待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を、令和元年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、総合的な少子化対策をさらに推進しています。

このような状況のなか、第 1 期計画の成果・課題等を踏まえ、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とした「第 2 期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、第 1 期計画の基本理念「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を継承し、引き続き質の高い幼児教育・保育事業を提供するとともに、子育て家庭の交流・相談拠点であるかすやこども館を中心として、子どもと子育て家庭へのきめ細やかで切れ目のない支援を行います。また、子育て世代の増加にともない新たな保育施設の設置や教育・保育を担う人材の発掘と育成を進めるとともに、学校へのスクールソーシャルワーカーの配置などすべての子どもの健やかな育ちを支援する施策の充実に取り組んでまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、活発な審議をいただいた「粕屋町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、また子育てに関するアンケート調査や関係団体意識調査にご協力いただきました皆様に深く感謝し、心よりお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

粕屋町長 箱田 彰

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的 1
- 2 計画の位置づけ 4
- 3 計画の期間 4
- 4 計画の対象 4

第2章 粕屋町の子どもと子育ての状況

- 1 人口等の状況 5
- 2 子どもと子育て支援の状況 9
- 3 子どもと子育て環境の現状と課題 11
(子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より)
- 4 第1期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題 23

第3章 計画の基本的考え方

- 1 計画の基本理念 27
- 2 計画の基本的視点 28
- 3 計画の基本方針 29

第4章 施策の展開

- 1 計画の体系 31
- 2 計画の推進に向けた重点的取り組み 32
- 3 具体的施策の展開 34
基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち 34
 施策の方向性1 子ども最善の利益を守る 34
 施策の方向性2 子どもの健康・保健事業の充実 37
 施策の方向性3 豊かな心を育む教育の推進 39
基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち 42
 施策の方向性1 安心して出産・子育てできる環境の整備 42
 施策の方向性2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化 44
 施策の方向性3 子育てについての学習と交流の充実 46
 施策の方向性4 子育てと仕事や他の活動との両立支援 48
 施策の方向性5 子育てにおける男女共同参画の推進 51
基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち 52
 施策の方向性1 子どもと子育てに安心なまちづくり 52
 施策の方向性2 地域における交流・ネットワークづくりの促進 54
 施策の方向性3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進 56

4 各施策の成果指標	57
------------	----

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 教育・保育の提供区域の設定	63
2 定期的な教育・保育事業の提供体制	63
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	66

第6章 計画の推進に向けて

1 庁内推進体制の確立	71
2 地域の連携と協力による取り組みの推進	71
3 計画の点検・評価	71

■付属資料

1 粕屋町子ども・子育て会議条例	73
2 粕屋町子ども・子育て会議委員名簿	74
3 粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定の経過	75
4 粕屋町子ども・子育て会議ワークショップによる提案	77
5 用語の解説	86

*本文中^(※)がついている言葉については、巻末の「用語の解説」のなかで説明を行います。

第 1 章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

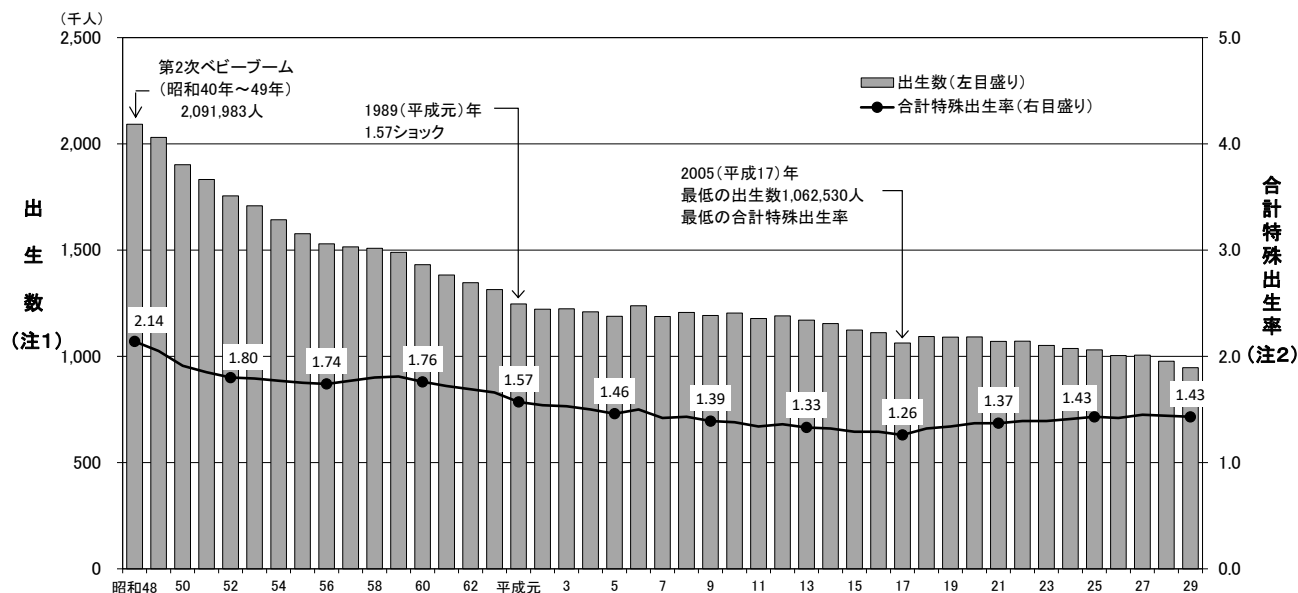
(1) 少子化の状況

平成元年に合計特殊出生率^(※)が1.57を示して以来、わが国の急激な少子化の進行は重要な問題となりました。平成17年には1.26と過去最低を記録し、また総人口が初めて前年を下回るなど、少子化の進行が続いています。現在、合計特殊出生率はわずかに回復し、平成24年以降は1.4を超えて推移していますが、人口の維持に必要な2.08には届かない状況です。また、平成29年の出生数は94万6,060人で、1899年の調査開始以来、過去最少となっています。

このような我が国の少子化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある家庭の子どもへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しており、誰もが安全かつ安心して子どもを産み、育てることができ、また、健やかに子どもが育つことのできる環境の整備を社会全体で支援していくことが最重要課題となっています。

■ 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- (注)1. 出生数はその年に産まれた子どもの総数。
 2. 合計特殊出生率とは15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数である。

(2) 国の取り組み

国はこれまで、平成6年の「エンゼルプラン」、平成11年の「新エンゼルプラン」、平成14年の「少子化対策プラスワン」等、様々な少子化対策・次世代育成支援のための施策を進めてきました。平成15年には、地方公共団体及び事業主が次世代育成支援のための取り組みを促進するための行動計画の策定・実施を定めた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。同法は10年間の時限立法でしたが、平成26年の法改正により有効期限が更に10年間延長されました。同年には「少子化社会対策基本法」が制定され、平成16年には同法に基づき「少子化社会対策大綱」を閣議決定、大綱に示された4つの重点課題に沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が策定されました。

平成19年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時並行的に取り組むことが必要不可欠とされました。

平成22年には、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱「子ども・子育てビジョン」の閣議決定に合わせて新たな子育て支援の制度について検討が進められ、平成24年に「子ども・子育て新システムに関する基本制度」が少子化社会対策会議において決定されました。また、これに基づき、子ども・子育て支援法等の3法案が成立しました。

平成25年には都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」が策定され、さらに平成26年にはいわゆる「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの拡充を目指す「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

平成27年からは、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。新制度においては、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②計画的な保育の量的拡大と確保、③地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることが地方自治体の責務とされ、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。また、同年、国連サミットでSDGs^(※)（持続可能な開発目標）（以下、「SDGs」という。）が採択され、貧困、保健、教育、ジェンダーなど17の目標の達成に向けて、このSDGsの理念を踏まえた推進に官民をあげて取り組むことが求められることとなりました。

平成28年には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、少子高齢化に立ち向かうため、若者の雇用安定や多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進などの対応策が掲げられました。

平成29年には、女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれることから、保育の受け皿整備を目指す「子育て安心プラン」が公表されました。また、同年閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消などが盛り込まれました。

平成30年には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消や全ての児童の安全・安心な居場所の確保等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

令和元年5月には子ども・子育て支援法が改正され、同年10月から3～5歳までの子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、教育・保育施設の利用料を無償化する措置が実施されています。

粕屋町においても、国の動向や新たな課題に対応する施策を盛り込んだ「第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児教育・保育事業の提供とともに、地域の子どもと子育て家庭の状況に応じた様々な子育て支援事業に取り組みます。

(3) 粕屋町のこれまでの取り組み

粕屋町では「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「粕屋町次世代育成支援行動計画」を平成16年度に策定し、子どもと子育て支援の様々な施策の推進に住民の方々と一緒に取り組んできました。平成17年度には「つどいの広場」を開設し、粕屋わかば保育園での子育て支援や、公立保育所での園庭開放等とともに、家庭保育者に対する支援を充実させました。

平成19年度から、ファミリー・サポート・センター事業を開始しました。同年7月には子育て支援課を設置し、平成20年4月には、幼稚園業務（教育委員会部局）を子育て支援課（町長部局）に移管し、乳幼児から就学前児童までを1つの部局で担当することで幼保連携を進めました。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見やその家族への支援など、関係機関と情報を共有し、迅速で適切な支援を図っています。同じく平成20年度には、11月の第2土曜日を「かすや子どもの日^(※)」と定め、「子どもが持っている生きる力を地域で育むこと」「子どもを慈しみ、育む輪をみんなで広げること」を目的として、毎年11月に「むっしょいフェスタ」を開催しています。

学童保育事業としては、町内4つの小学校において、専用の施設で保育を実施しています。保護者が就労等により放課後等に家庭にいない小学6年生までを対象に、平日は放課後から19時まで、土曜日や夏休みなどの長期休暇期間には8時から19時まで開所しています。

母子保健事業としては、妊娠中からの健康づくりとして、母子手帳交付時等に個別相談を行い、健康状態や家庭環境等の把握に努めています。出産後は、保健師や助産師等が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対して「全戸訪問」を行い、発育発達の確認や保健相談を実施してきました。乳児の成長発達の確認、保護者への支援の場として、4か月、10か月、1歳6か月、2歳4か月、3歳児を対象とした乳幼児健診を実施し、栄養士との連携による栄養指導も行っています。ことばや情緒面等の発達についての相談・療育体制については、1歳6か月・3歳児健診の場に臨床心理士を配置しているほか、1歳6か月から年長児までを対象とした発達相談を平日に行っています。町の療育教室としては、発達ルーム「つくしんぼ」（1歳6か月～3歳）、「さくらんぼ」（3～4歳）、「こんぺいとう」（4～6歳）を開設しています。また、必要に応じて「障がい児通所支援事業」へ繋ぐ等、継続した支援を行っています。

平成25年度には、子ども・子育て支援の関係者や子どもの保護者等からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を設置し、会議での検討を経て、平成27年度に「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。計画では、「全ての子どもと家庭への支援を通して、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを産み、育てることに喜びを感じることのできる社会」を目指すべき社会の姿とし、「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を基本理念に掲げています。

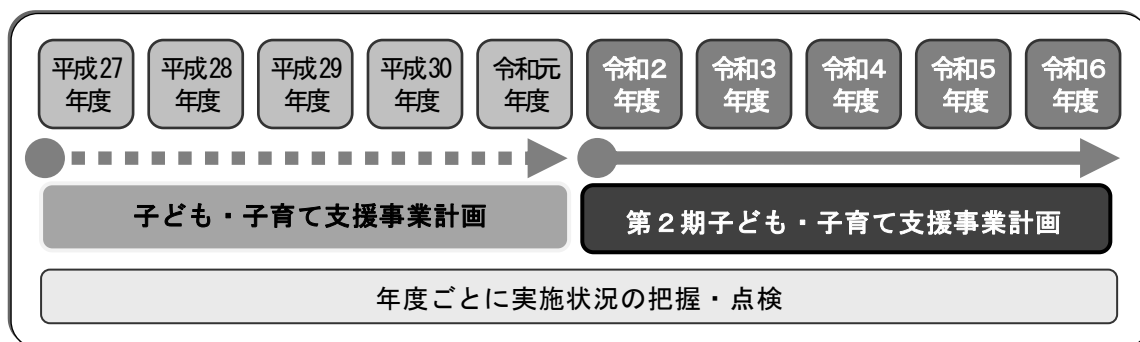
平成28年4月には、粕屋町健康センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、専任の「母子保健コーディネーター（保健師・助産師等）」が中心となり相談に対応しています。また、同年5月には「かすやこども館」の開館にともない、ファミリー・サポート・センター事務局、つどいの広場、教育相談室をかすやこども館内に移転し、子育て支援の拠点施設として、また、子どもの遊び・学習・体験の場、親子の交流の場、子育てボランティアの活動の場、学校や家庭での悩みの相談の場、子育て情報の発信の場として、様々な事業を実施しています。運営においては、子育て世代の住民の皆さんや子どもたちの意見を反映できるよう、「かすやこども館運営協議会」「かすやこども館運営協議会子ども部会」を設置し、適切な運営を図っています。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条、第3条及び第61条第1項に基づき策定する、粕屋町における今後5年間の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の整備・実施に関する計画であるとともに、粕屋町のすべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等が対象となる、子ども・子育てに関する総合的な計画として位置づけます。
- 「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を基本理念とする「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」及び「母子保健計画」を発展的に継承するものです。
- 粕屋町の最上位計画である「粕屋町総合計画」の部門計画として位置づけます。また、「粕屋町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」「粕屋町障がい者計画・粕屋町障がい福祉計画・粕屋町障がい児福祉計画」「健康かすや 21」「粕屋町男女共同参画計画」「粕屋町子ども読書活動推進計画」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、施策の展開を図るものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、本計画は毎年度進捗状況を把握し、社会情勢の変化などに対応し必要に応じて中間年には見直しを行うなど、計画の充実に努めます。



4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

第 2 章

粕屋町の子どもと 子育ての状況



第2章 粕屋町の子どもと子育ての状況

1 人口等の状況

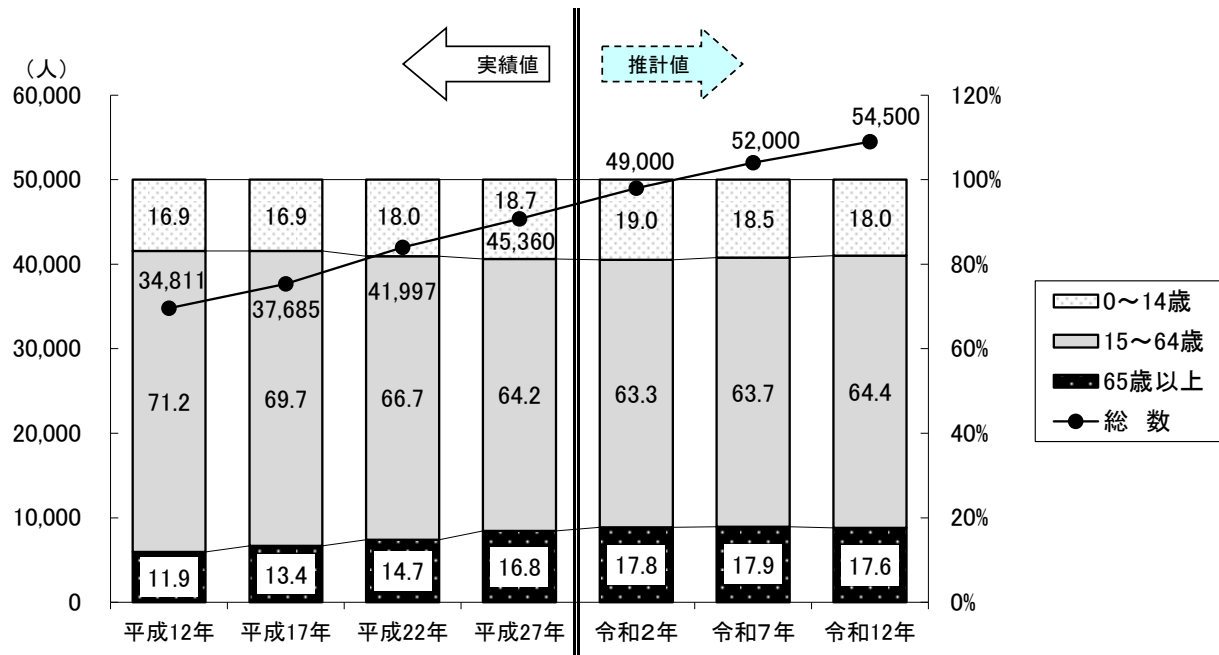
(1) 人口の推移

国勢調査による粕屋町の総人口は、平成12年は34,811人でしたが平成22年は41,997人、平成27年は45,360人と大きく増加しています。粕屋町総合計画による将来人口でも令和7年に52,000人、令和12年には54,500人と今後も増加が見込まれます。

年齢別の人口構成をみると、0～14歳の年少人口や65歳以上の老年人口が増加しています。

今後の推計をみると、年少人口の割合は令和2年をピークに減少に転じ、15～64歳人口は増加、老年人口の割合は横ばい傾向となっています。

■粕屋町の総人口と年齢3区分人口の推移



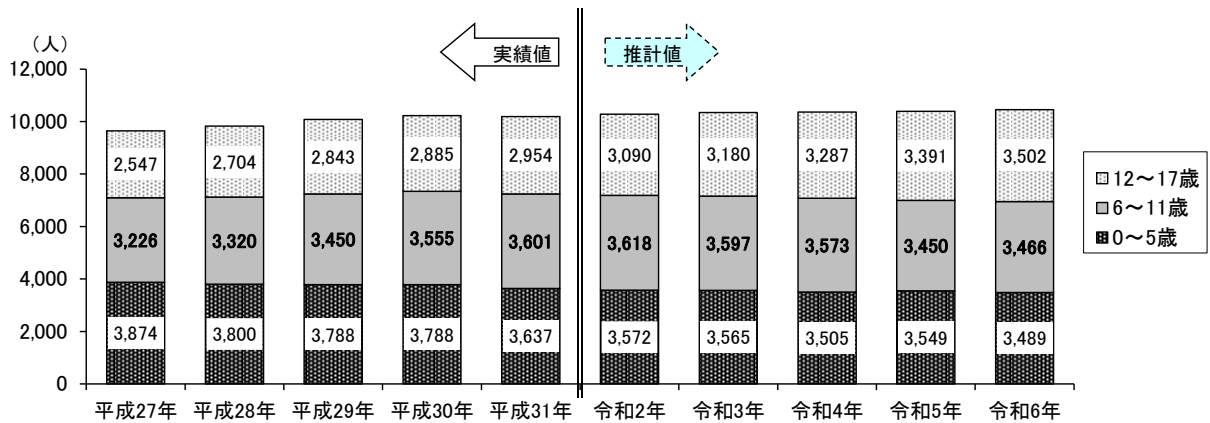
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
0～14歳	5,871	6,360	7,572	8,503	9,300	9,600	9,800
15～64歳	24,777	26,283	28,007	29,125	31,000	33,100	35,100
65歳以上	4,146	5,032	6,190	7,641	8,700	9,300	9,600
総人口	34,811	37,685	41,997	45,360	49,000	52,000	54,500

資料：国勢調査(平成12～27年 総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない)

令和2～12年は、粕屋町総合計画の将来人口より

17歳以下の子どもの数の推移をみると、0～5歳では平成27年の3,874人から平成31年は3,637人と減少しています。6～11歳では3,226人から3,601人、12～17歳では2,547人から2,954人といずれも増加しています。今後の推計をみると12～17歳の増加傾向は続くと予測されますが、6～11歳は令和2年の3,618人をピークに減少傾向、また0～5歳でも緩やかに減少することが予測されます。

■子どもの数の推移



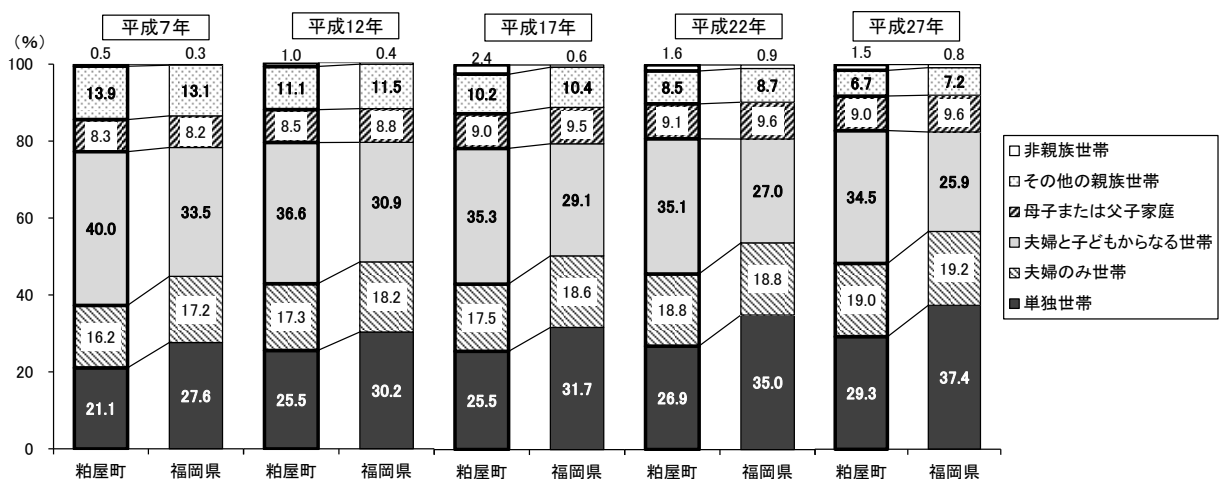
資料:平成27～31年 住民基本台帳(各年4月1日現在)

令和2～6年 コーホート変化率による推計値(※)(国ワークシートに基づき算出)

(2) 家族形態の変化

粕屋町の世帯構成比の推移をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が平成7年は40.0%でしたが、平成27年は34.5%まで減少し、「その他の親族世帯」も13.9%から6.7%へ減少しています。一方、「夫婦のみ世帯」は、平成7年では16.2%でしたが、平成27年には19.0%、「単独世帯」も21.1%から29.3%といずれも増加しており、子どものいない世帯が増えてきています。ただし、福岡県と比較すると「単独世帯」の割合は低く、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合が高いという特徴がみられます。

■粕屋町の世帯の動向(県比較)



資料:国勢調査

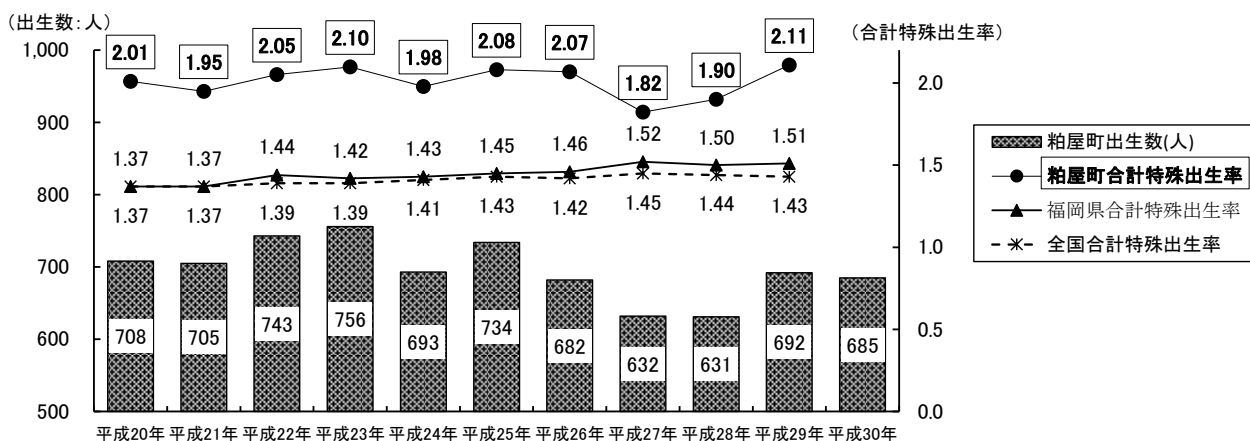
(3) 出生数と合計特殊出生率

粕屋町の出生数は平成20年の708人から増加傾向にあり、平成23年には756人と最も多くなりました。その後は減少傾向となっており、平成28年には631人まで減少しましたが、平成29年には692人、平成30年には685人と推移しています。

合計特殊出生率は平成20年の2.01から平成26年の2.07とほぼその前後で推移していましたが、平成27年には1.82にまで減少しました。その後平成28年には1.90、平成29年には2.11と再び増加に転じています。

本町の合計特殊出生率は福岡県や全国に比べて高い数値で推移しており、我が国の将来の人口の維持に必要な目安とされている2.08の水準に達しています。

■粕屋町の出生数と合計特殊出生率(国、県比較)

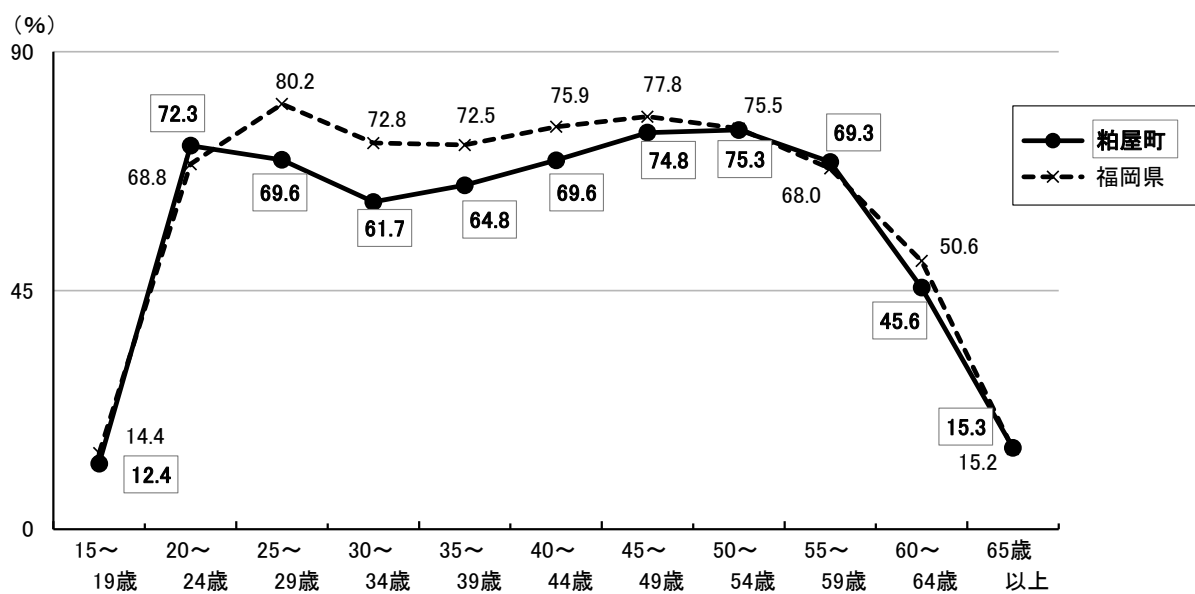


資料:平成20~27年の全国と福岡県の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計」
粕屋町の出生数と合計特殊出生率は、福岡県保健統計年報等より

(4) 女性の就業率

女性の年齢別就業状況をみると、20～24歳では72.3%が就業していますが、25歳から減少に転じ、30～34歳では61.7%まで減少しています。その後35歳から再び高い傾向を示し35～39歳では64.8%、45～49歳になると74.8%まで上昇します。粕屋町の女性の年齢別就業状況は結婚や出産でいったん退職し、子育てが一段落したら就業するというM字型の就業傾向が福岡県よりも顕著になっています。

■女性の年齢別就業状況



資料:平成27年国勢調査

2 子どもと子育て支援の状況

■認可保育所の入所児童数と待機児童数の推移(各年4月) (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
定員数	955	1,215	1,215	1,215	1,252
入所児童数	1,003	1,110	1,230	1,290	1,256
待機児童数	80	22	57	97	74

※認定こども園^(※)(保育所部分含む)、小規模保育所、事業所内保育所含む

■幼稚園の入所児童数の推移(各年5月) (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
入所児童数 (町立)	501	503	445	397	375
入所児童数 (私立)	333	327	311	357	346

※幼稚園は認定こども園の幼稚園部分を含む

■学童保育利用児童数の推移(各年5月) (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
定員数	520	520	520	560	560
1年	201	203	212	240	233
2年	152	183	168	206	200
3年	115	112	107	85	117
4年	0	11	32	25	7
5年	0	1	2	2	0
6年	0	0	1	0	0
待機児童数	0	33	65	93	108

※H27. 4月から4年生以上も預かり

■病児保育事業利用児童数の推移(年間) (人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
定員数 (1日あたり)	3	3	3	3	3
利用児童数 (延べ)	249	247	306	299	248

■かすやこども館利用者数の推移(年間)

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
登録児童数 (新規)	-	-	5,719	1,999	1,600 延べ登録数 9,318
利用児童数 (延べ)	-	-	35,577	37,117	38,056
利用児童数 【つどいのみ】	-	-	16,587	15,285	15,512

※かすやこども館は、平成 28 年5月 16 日開館

■認可保育所一時預かりの利用児童数の推移(各年4月)

※私立保育所

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
定員数	3,131	3,802	3,764	3,550	3,856
利用児童数	2,023	1,245	954	1,179	977

■幼稚園一時預かりの利用児童数の推移(各年4月)

※私立幼稚園

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
定員数	-	732	582	2,218	2,262
利用児童数	-	588	545	1,763	2,067

■乳児家庭全戸訪問の推移(年間)

(世帯)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
訪問世帯数	661	642	627	689	654

■ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移(年間)

(件)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
未就学児童数	135	222	116	114	236
小学生	145	103	76	153	179

■町内届出保育施設^(※)の利用児童数の推移(各年 10 月)

(人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
利用児童数	157	145	159	133	134

3 子どもと子育て環境の現状と課題

(子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より)

令和元年5月10日から5月31日に粕屋町に居住する未就学児童（以下、「未就学児」という。）のいる2,000世帯および小学校児童（以下、「小学生」という。）のいる2,000世帯を対象に郵送法によりアンケートを実施しました。未就学児では1,252件（回収率62.6%）、小学生では1,220件（回収率61.0%）の回答がありました。

(注) 回答の構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100になるとは限りません。また、属性別のグラフで無回答は除いているため、回答数の合計が全体の回答数と合わない場合があります。

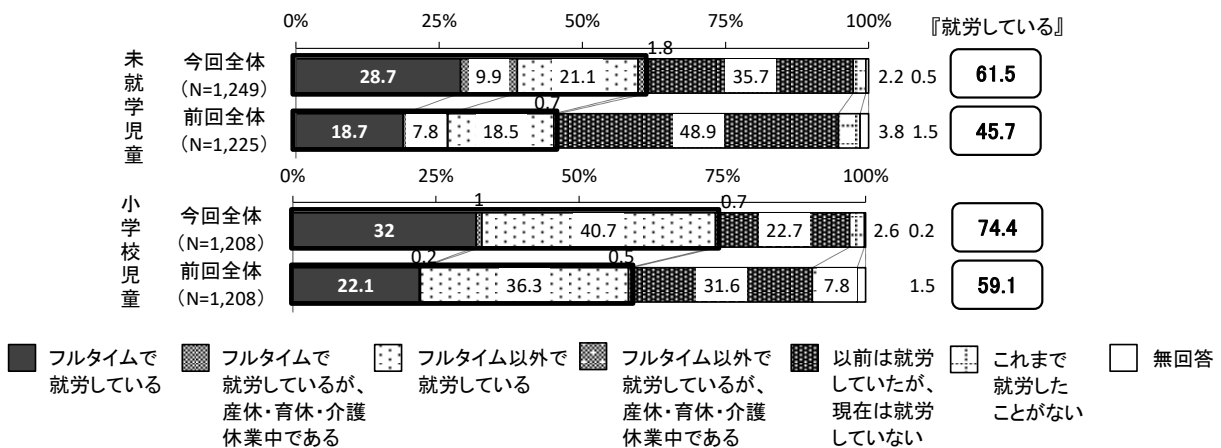
(1) 働く母親の増加と両立支援の必要性

父親の就労状況は、未就学児、小学生ともにフルタイム就労が97%を占めています。

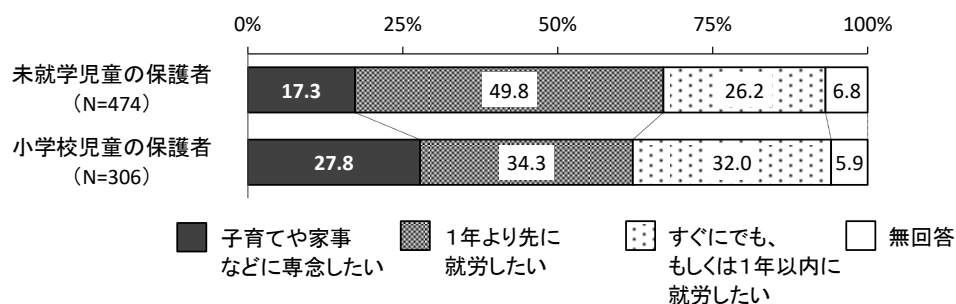
母親の就労状況は、『就労している』人が未就学児の保護者では6割超、小学生の保護者では7割台半ばにのぼっており、前回調査に比べて未就学児、小学生ともに就労している母親の割合が大きく増加しています。また、子どもの年齢が上がるほど就労する母親の割合は高くなり、小学4～6年生では約8割の母親が就労していました。

現在就労していない母親で就労希望を持つ人は、未就学児では8割弱、小学生では7割弱で、現在就労していない母親でも就労希望は高くなっています。

■ 母親の就労状況(前回調査比較)

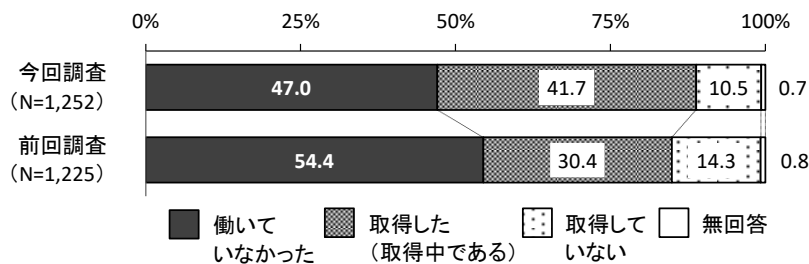


■ 現在働いていない母親の就労希望



母親で育児休業を取得した人（取得中を含む）は4割強で、前回調査から10ポイント以上増加しています。職場復帰を年度初めの保育所入所のタイミングに合わせた人は5割を超えており、希望する保育所に入るために復帰時期を早めたり、反対に希望する保育所に入れなかったために職場復帰が遅れたりした人もみられるなど、職場復帰のタイミングが保育所入所の可否に左右されていることがうかがえました。

■母親の育児休業の取得状況【未就学児童の保護者】(前回調査比較)



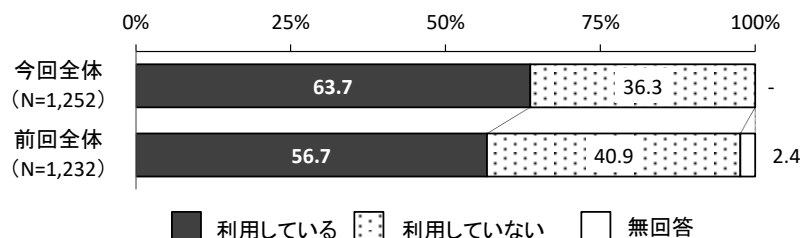
就労する母親がこの5年間で大幅に増加しており、待機児童の解消や仕事と家庭の両立支援、母親の再就労支援、事業者との協力や連携などの取り組みがますます重要になると考えられます。

(2) 求められる保育ニーズの増加と変化への対応

未就学児の保護者で何らかの教育・保育事業を利用している人は6割強で、前回調査から7ポイント増加しています。特に、0歳児では前回の6.0%から34.2%と大きく変化しており、単に働く母親が増えたということにとどまらず、出産を経ても就業を継続する母親がこの5年で大幅に増加していることがうかがえました。

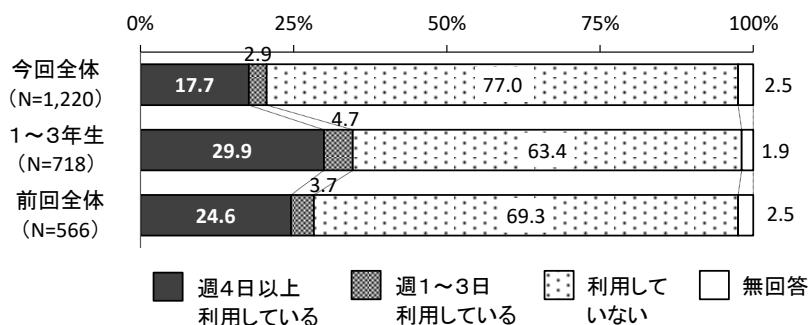
利用している教育・保育事業としては、認可保育所が最も多く、特に0歳児では7割にのぼり、また、事業所内保育施設の割合も高くなっていました。3～5歳児では、幼稚園や認定こども園などの利用割合も高くなっていきます。

■定期的な教育・保育事業の利用状況【未就学児童の保護者】(前回調査比較)



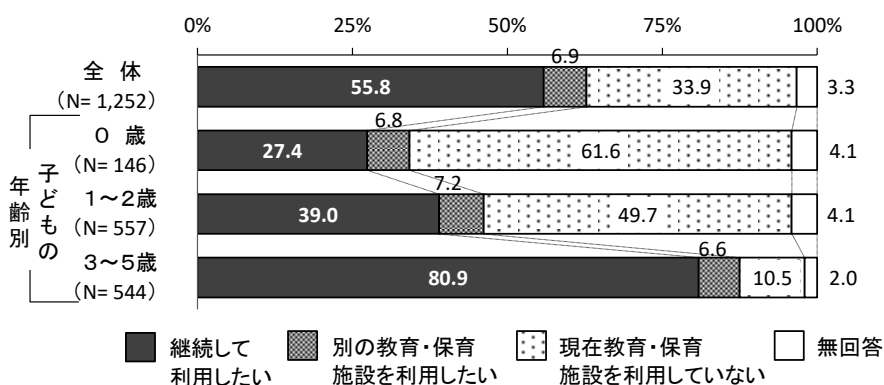
小学生の学童保育の利用については、前回調査と同じ1～3年生で比較すると、約5ポイント増加していました。平成27年度からは学童保育の利用対象が6年生まで拡大されましたが、4年生以上の利用は非常に少ない状況です。ただし、今後の利用意向としては、母親がフルタイムで就労している場合は4年生以上でも利用したいとの回答が3割を超えており、一定のニーズがみられます。

■学童保育所の平日の利用状況【小学校児童の保護者】(前回調査比較)

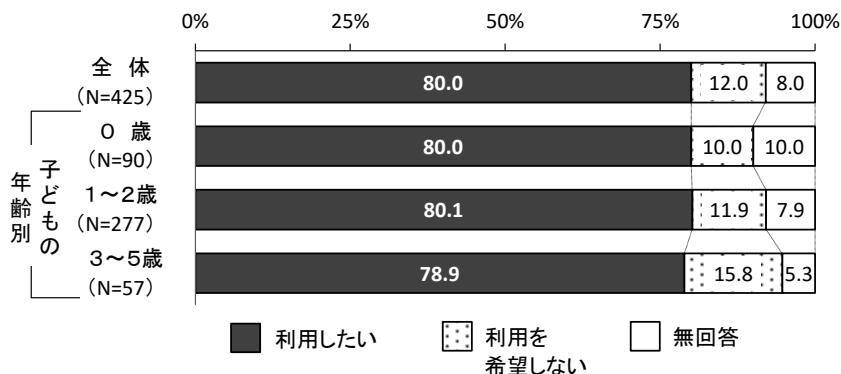


幼児教育・保育の無償化が実施された場合の幼児教育・保育施設の利用意向としては、現在利用している施設の継続利用をほとんどの人が希望していました。「別の教育・保育施設を利用したい」という人も、現在何らかの施設を利用している人の1割程度います。また、現在施設を利用していない人の無償化実施後の利用意向をたずねたところ、子どもの年齢にかかわらず8割が利用したいと回答しています。無償化実施後に幼児教育・保育施設の利用ニーズが変化する可能性があり、それらのニーズに対応する施設やサービスの整備が求められます。

■無償化後の幼児教育・保育施設の継続利用意向【未就学児童の保護者】



■現在施設を利用していない人の無償化後の幼児教育・保育施設の利用希望【未就学児童の保護者】

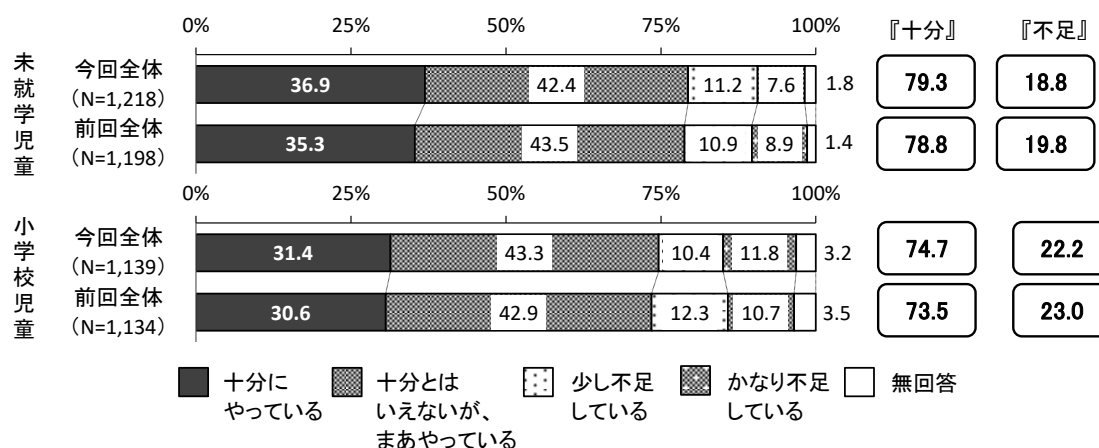


(3) 父親の子育てへのかかわりの重要性

父親の子育ての程度については、『十分』やっているが未就学児の保護者で約8割、小学生の保護者では7割台半ばとなっており、回答者の多くが母親であることを考慮すると、母親による父親の子育てへの評価はおおむね肯定的ですが、一方で「かなり不足している」が1割前後あり、父親が子育てにかかわっていない家庭も一定の割合で見られます。

父親の子育ての程度は母親の子育てへの不安や負担感とも強く関連しており、保護者がゆとりをもって子育てにかかわるためにはワーク・ライフ・バランスの確保が欠かせません。町民への啓発とともに、町内の事業所や指名登録業者への理解の促進が必要です。

■父親の子育てへのかかわり(前回調査比較)



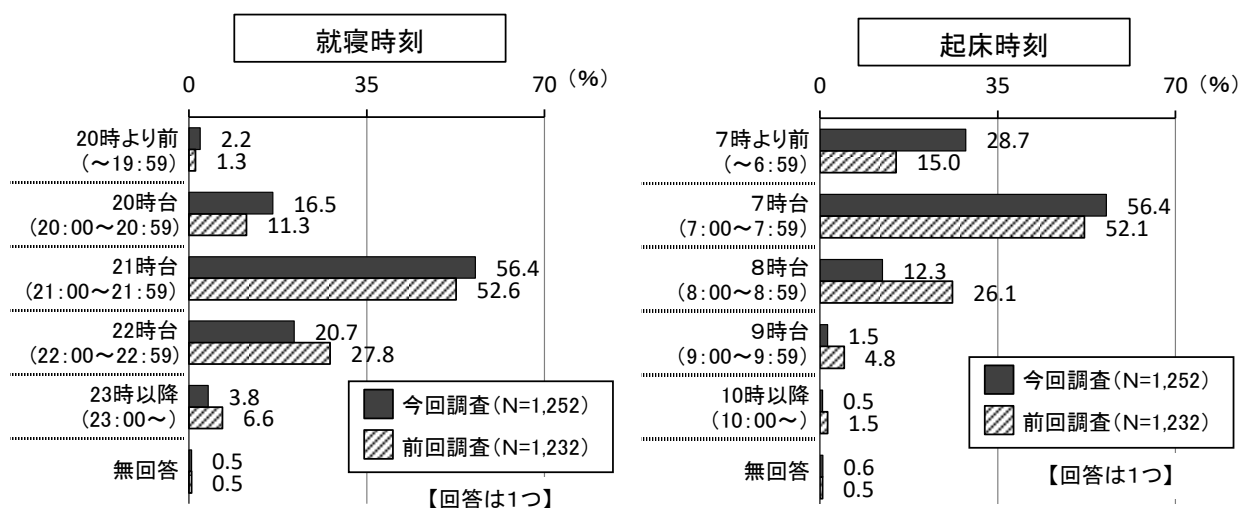
(4) 家庭における子どもの生活状況

子どもの就寝時間については、未就学児、小学生ともに「21 時台」が5割台半ばで最も多いですが、小学4～6年生では「22 時台」が5割を超えて最も多くなっています。

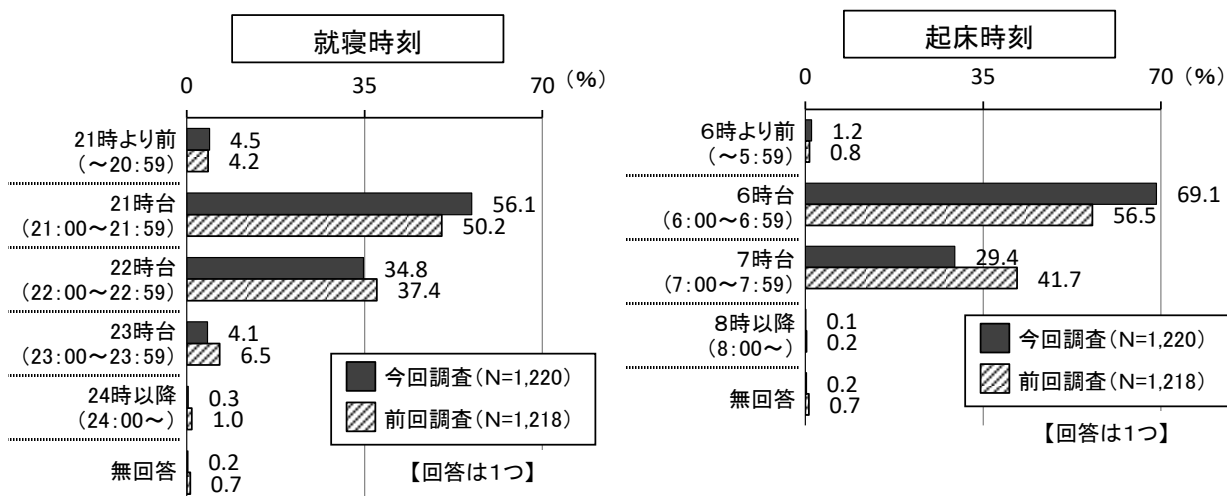
起床時間は、未就学児では「7時台」が、小学生では「6時台」が最も多く、ともに前回調査より早寝早起きになっていることがうかがえます。

■子どもの就寝時刻と起床時刻

【未就学児】



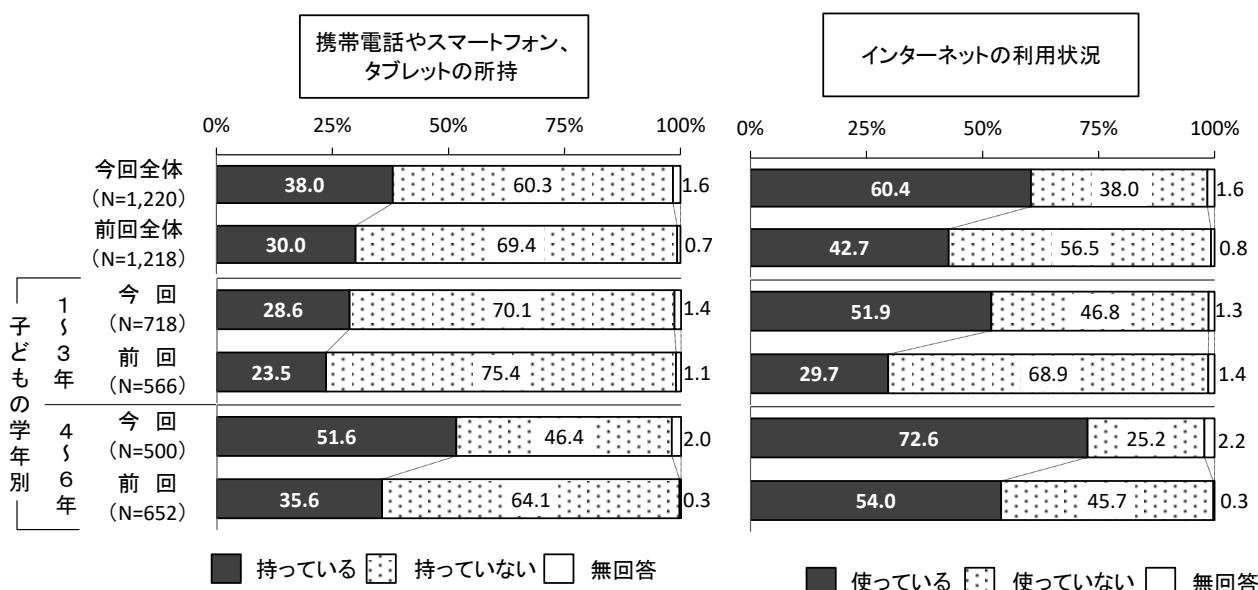
【小学生】



小学生の携帯電話・スマートフォンの所持率は、前回から8ポイント増加し、特に小学4～6年生で大きく増加しています。母親が就労している場合に所持率が高くなる傾向がみられ、保護者との連絡手段として所持していることがうかがえます。また、インターネットの使用率も前回より大幅に増加し、こちらは小学1～3年生、4～6年生ともに20ポイント前後増加しています。

携帯電話・スマートフォンやインターネットは、生活するうえで欠かせないものとなっており、子どもの利用も増加傾向が続くものと考えられます。フィルタリングサービス^(※)の利用や家庭内でのルールづくりなど、安全で適切な利用ができるよう啓発や情報提供が必要です。

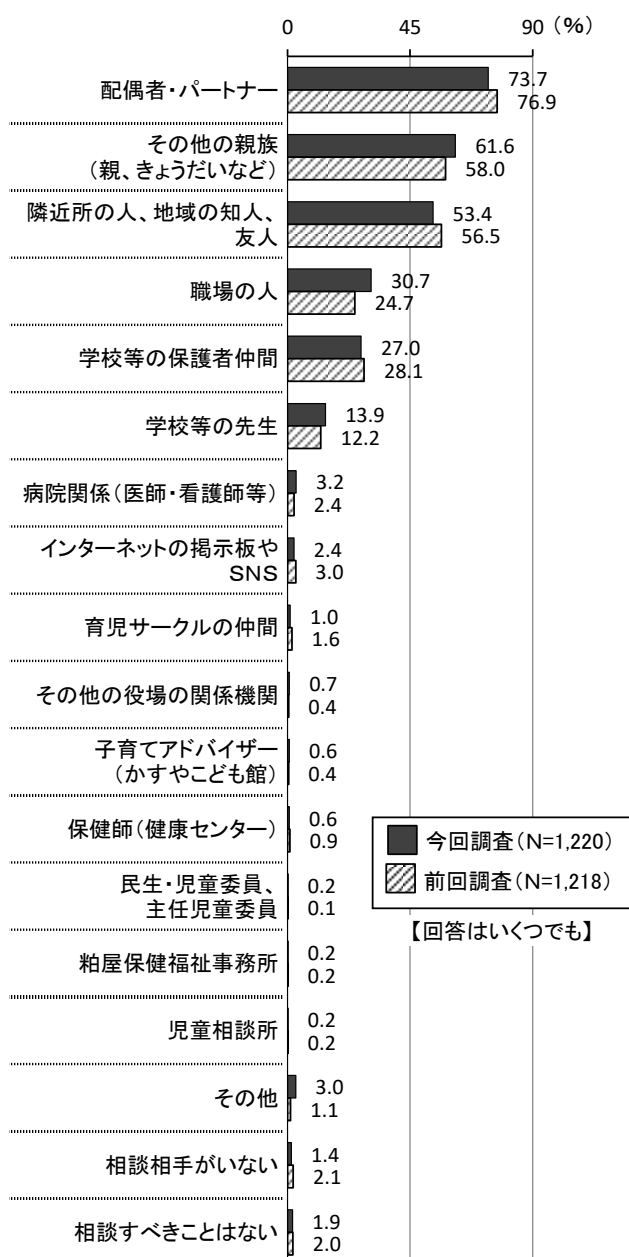
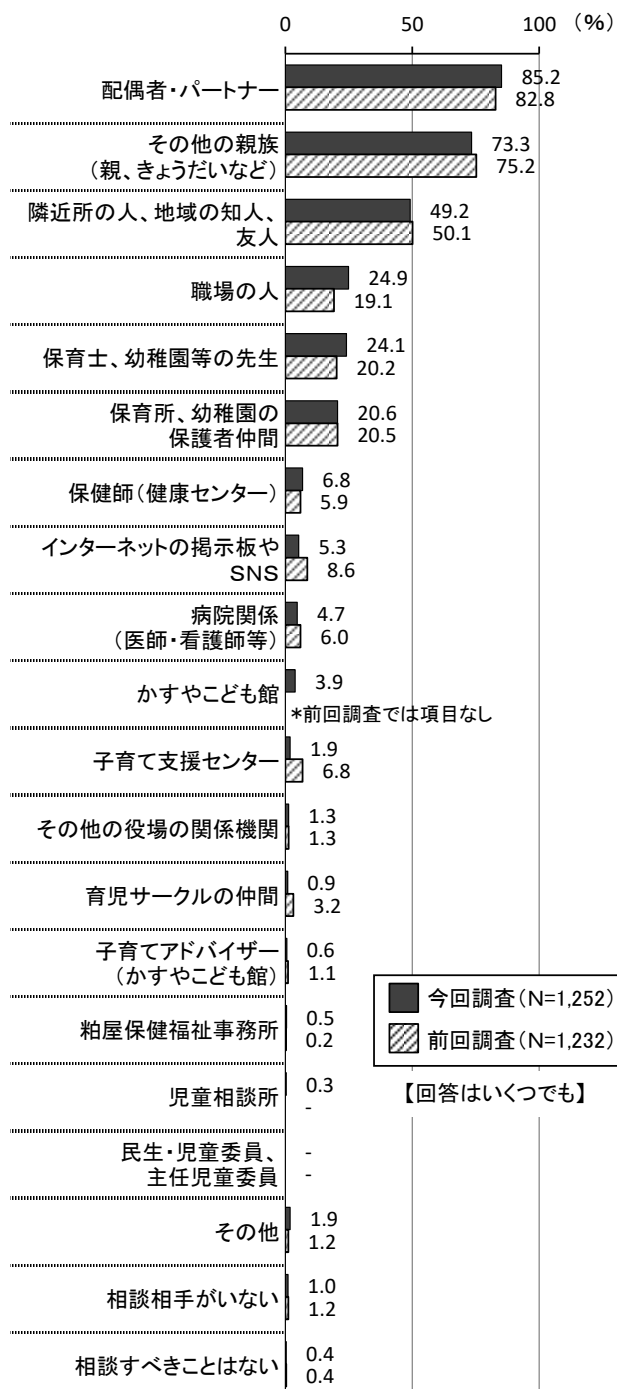
■携帯電話・スマートフォンの所持とインターネットの利用状況【小学生】(前回調査比較)



■子育てに関する悩みや不安の相談相手(前回調査比較)

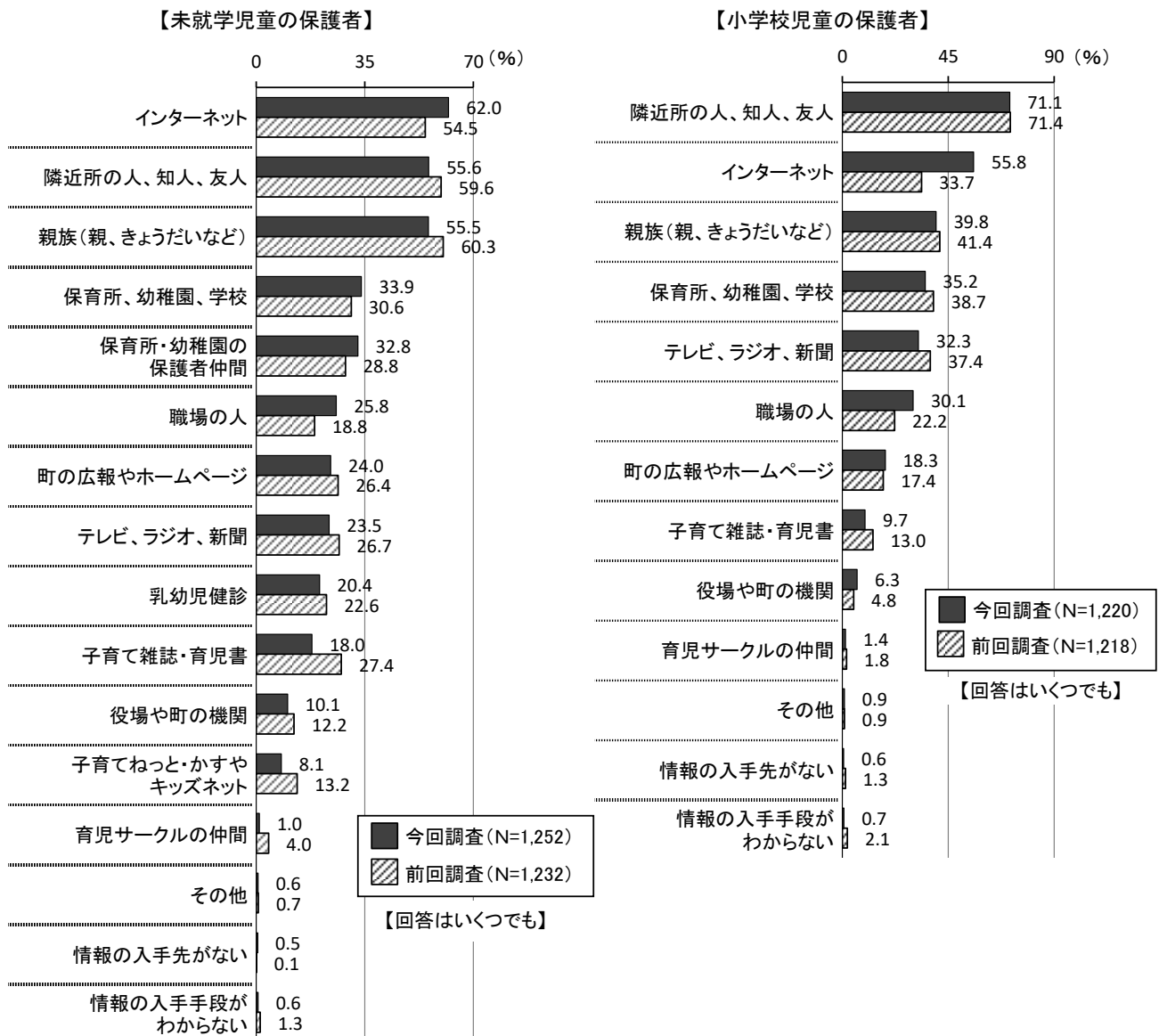
【未就学児童の保護者】

【小学校児童の保護者】



子育て情報の入手方法としては、未就学児、小学生の保護者ともに「インターネット」「隣近所の人、知人、友人」「親族（親、きょうだいなど）」などが上位となっていますが、特に「インターネット」が前回調査から大きく値を伸ばしています。今回「子育て雑誌・育児書」の割合が低下したことなどを考えると、町が発信する情報も、紙媒体よりもインターネットで入手する人が増加していくと推測されます。SNSを含めたインターネットでの情報提供を充実させていく必要があります。

■子育てに関する情報の入手方法(前回調査比較)



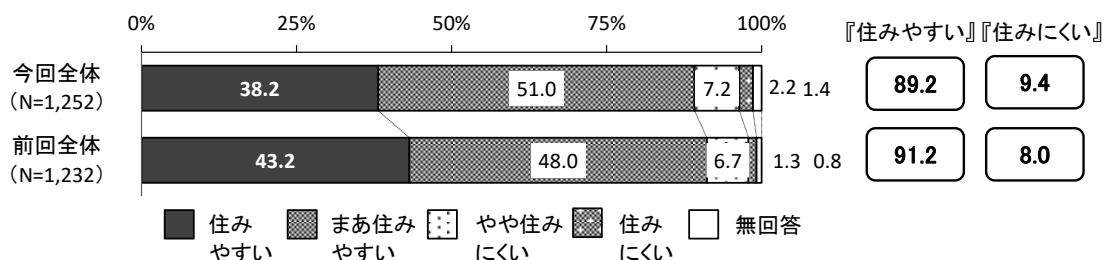
(6) 子育て環境への評価と今後の課題

粕屋町の住みやすさについては、未就学児の保護者、小学生の保護者ともに全体の傾向としては前回調査と大きな変化はなく、約9割が住みやすいと評価しています。今後の粕屋町への定住意向も、未就学児の保護者の約8割、小学生の保護者の約9割は今後も粕屋町に住んでいたいと回答しています。

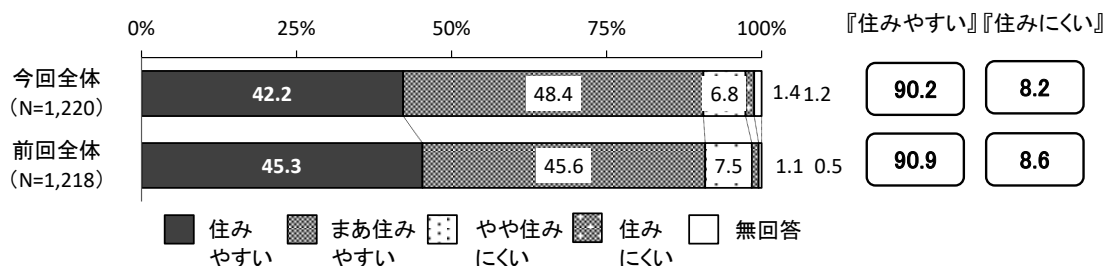
ただし、未就学児の保護者で子育ての不安や負担感が大きい人では町外に移りたいとする回答が多くみられました。子育て世代の定住化を促進するためには、子育て支援を充実し、子育ての不安や負担感を軽減することが重要となります。

■粕屋町の住みやすさ(前回調査比較)

【未就学児童の保護者】

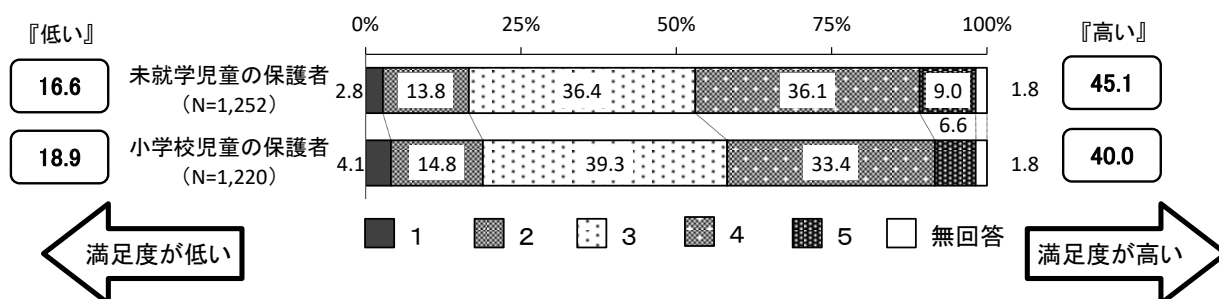


【小学校児童の保護者】



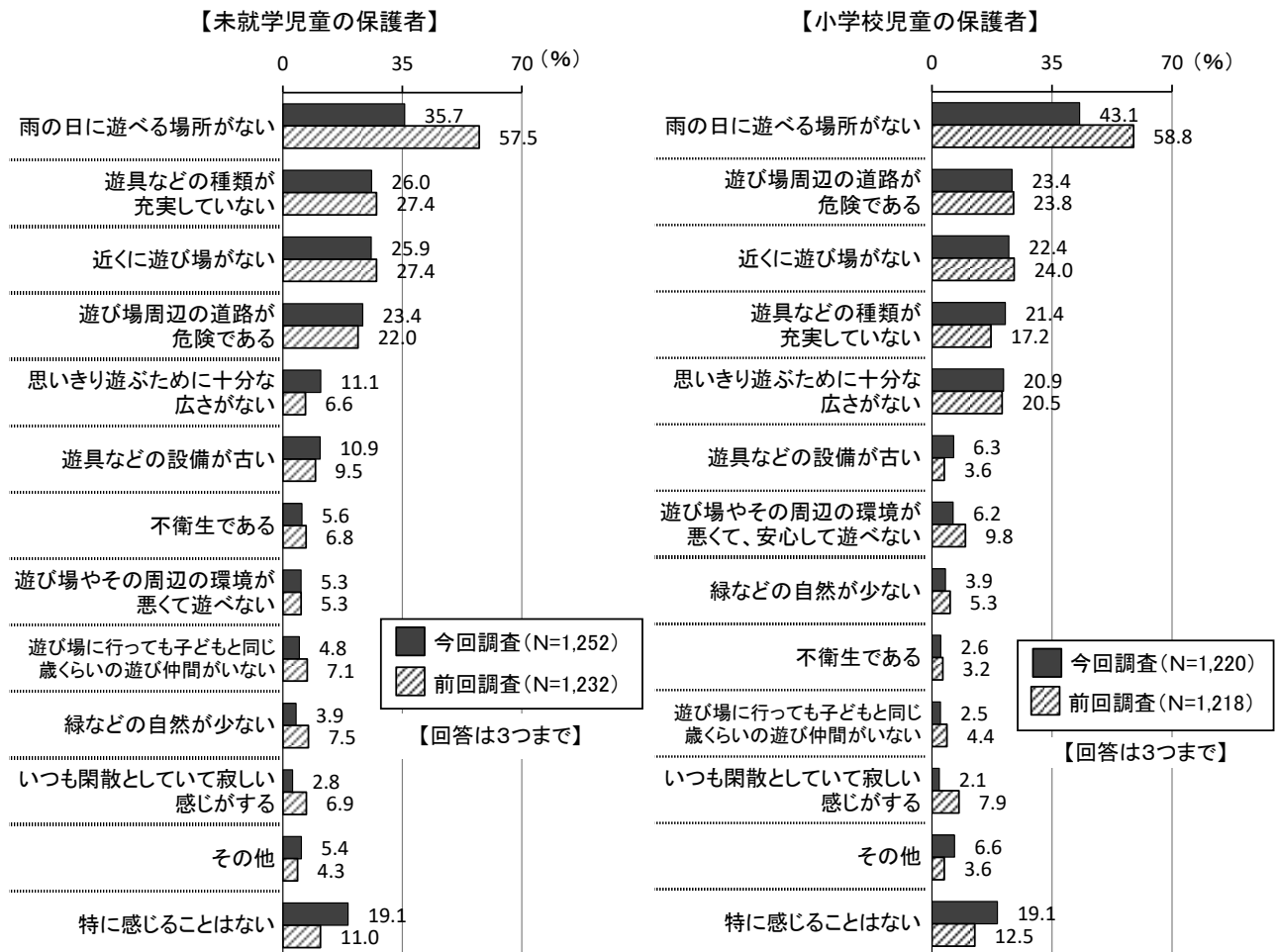
子育ての環境や支援に対する満足度としては、未就学児の保護者も小学生の保護者も満足度が高い層が4割を超えて、満足度が低い層より多くなっています。一方で、中間的な評価が4割弱を占めており、この層の満足度をさらに上げていくことが望まれますが、全体としては、町の住みやすさも、今後の定住意向も高く、子育てをする環境としての粕屋町に対する評価は高いといえます。

■子育ての環境や支援への満足度



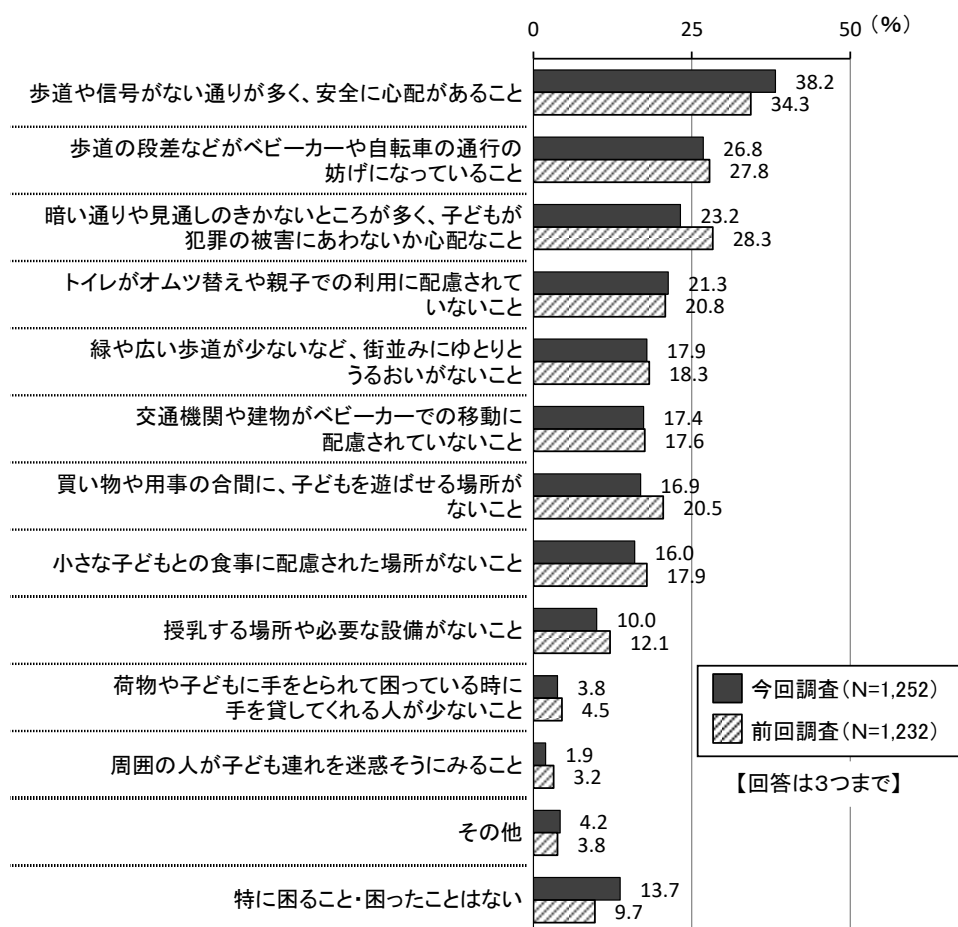
粕屋町の子育て環境への不満や要望としては、まず、遊び場については、未就学児の保護者、小学生の保護者ともに「雨の日に遊べる場所がない」が最も高く、「遊具などの種類が充実していない」「近くに遊び場がない」「遊び場周辺の道路が危険である」など上位項目には前回調査から大きな変化はありません。ただし、「雨の日に遊べる場所がない」は前回調査と比較すると大幅に減少しており、『かすやこども館』の開設が町民のニーズに応えていることを示しています。

■遊び場について(前回調査比較)

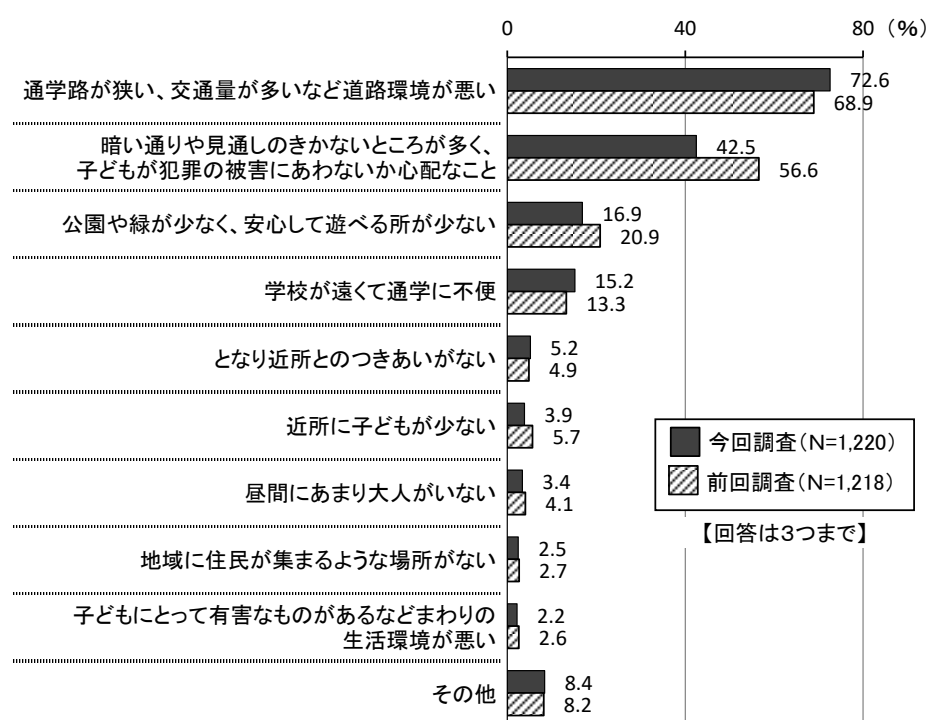


また、子育て環境への不満としては、未就学児の保護者、小学生の保護者ともに道路環境への不満が大きく、特に小学生では「通学路が狭い、交通量が多いなど道路環境が悪い」が7割、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が4割を超えています。子どもだけで行動することも多くなる小学生では、子どもの安全に対する懸念が強く表れています。道路の整備は、国・県と協力して地域住民の協力を得ながら、学校周辺の通学路を中心に安全対策に注力するとともに、交通安全教室や犯罪防止に向けた啓発など、意識や知識の面からも子どもの安全確保のための取り組みを推進することが求められます。

■子育て環境への不満【未就学児童の保護者】(前回調査比較)



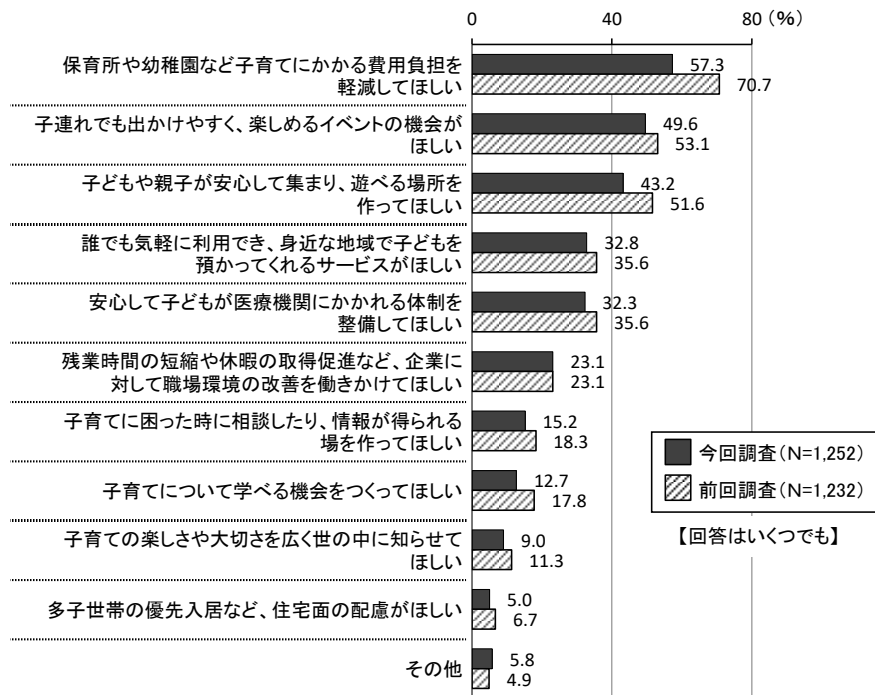
■子育て環境への不満【小学校児童の保護者】(前回調査比較)



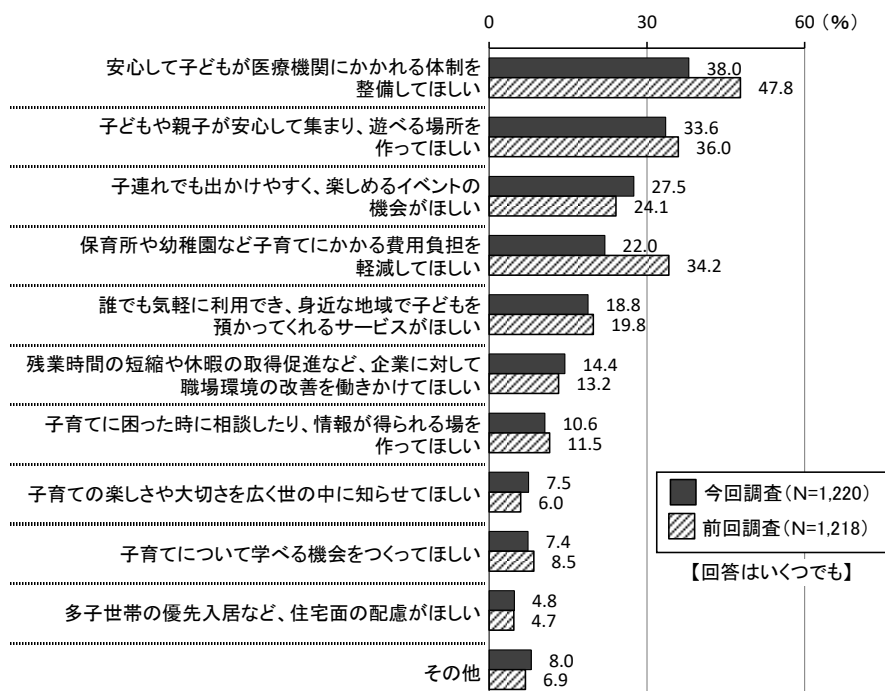
行政への要望は、未就学児の保護者では子育て費用の負担軽減や子連れで楽しめるイベントや遊び場、小学生の保護者では医療体制の整備や子ども向けの遊び場、イベントなどが高くなっています。子育て費用の負担軽減については、前回調査より割合が低くなっているものの、未就学児の保護者にとっては経済的な負担感が大きいことがうかがえます。

行政要望は、子どもの年齢や居住地、家族構成、母親の就労状況などにより大きく異なっており、それぞれのニーズを的確に把握し、優先順位を検討しながら、着実に子育て支援を推進することが望まれます。

■充実してほしい子育て支援【未就学児童の保護者】(前回調査比較)



■充実してほしい子育て支援【小学校児童の保護者】(前回調査比較)



4 第1期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

第1期計画では基本方針の各施策について粕屋町独自の成果指標を設定しています。この5年間の達成状況については、概ね達成している状況です。第2期計画においても基本方針ごとに目標値を設定し、計画期間に達成できるよう各施策の充実を図り、毎年、進捗状況を把握して、計画の施策・事業の着実な推進に努めていきます。各事業番号は、第1期計画の番号を使用しています。

基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち

No.	事業名	成果指標	実績値(平成26年)	実績値(平成30年)	目標値(令和元年)
1 子どもの最善の利益を守る					
1	青少年育成・人権教育の啓発	三本大会開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
2	人権を尊重する町民のつどい	開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
3	福祉読本配布	配布回数	1回/年	平成28年廃止	—
5	教職員等への人権研修の推進	町職員への人権研修の開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
		教職員への学人研による研修の開催回数	全員研究会2回/年 研究部会4回/年 全員学習会1回/年	全員研究会2回/年 研究部会4回/年 全員学習会1回/年	全員研究会2回/年 研究部会4回/年 全員学習会1回/年
8	関係機関の連携強化	実務者会議の開催回数	6回/年	6回/年	6回/年
9	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ^(※) による相談機能の充実	スクールカウンセラーの配置人数	各中学校に1名	小学校に1名 各中学校に1名	各小・中学校に1名 各小・中学校に1名
		スクールソーシャルワーカーの配置人数	小・中学校に1名	小・中学校に2名	
10	教育相談室による相談機能の充実	教育相談室の相談員配置人数	2名	2名	2名
2 子どもの健康・保健事業の充実					
11	乳幼児健診	乳幼児健診受診率と把握率	受診率:96.7% 把握率:100%	受診率:97.6% 把握率:100%	受診率:100% 把握率:100%
12	育児相談	赤ちゃん相談開催回数	12回/年	12回/年	12回/年
13	新生児、乳児訪問(全戸訪問)	乳児家庭全戸訪問率	96.8%	98.6%	100%
17	幼児の個別療育支援	「こんぺいとう」での療育幼児数	61人	116人	約80人
18	幼児の集団療育支援	「つくしんぼ」での療育幼児数	30人	31人	約45人
		「さくらんぼ」での療育幼児数	30人	43人	約30人

No.	事業名	成果指標	実績値(平成 26 年)	実績値(平成 30 年)	目標値(令和元年)
19	発達障がい児等に関する連携支援	保・幼稚園長会での説明会開催回数	2回/年	2回/年	2回/年
		小学校新一年生の連絡会開催校数	町内4校	町内4校	町内4校
21	発達相談(運動発達相談、発達相談、言語相談)	運動発達相談を受けた人数	30人	28人	約30人
		発達相談を受けた人数	586人	1,094人	約550人
		言語相談を受けた人数	121人	221人	約80人
22	年長児相談会	参加率	80%	98.0%	90%
3 豊かな心を育む教育の推進					
23	年齢に応じた本に親しむ取り組みの推進	おはなし会実施回数	150回/年 参加人数 4,600人	回数 181回/年 参加人数 3,559人	回数 150回/年 参加人数 4,600人
24	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10か月児健診時ブックスタートパック配布率	配布率 96%	配布率 98.6%	配布率 100%
		3歳児健診対象者絵本配布率	配布率 40%	配布率 35.5%	配布率 45%
25	保育所、幼稚園における文化芸術の鑑賞機会の提供	保育所・幼稚園での観劇会開催回数	観劇会各園1回/年 映画鑑賞1回/年	観劇会各園1回/年 映画鑑賞1回/年	1回/年
26	子どもの読書の推進	講演会開催数	2回/年	2回/年	2回/年
		上映会開催数	4回/年	4回/年	4回/年
		工作教室開催数	4回/年	4回/年	4回/年
		図書館員体験開催数	2回/年	2回/年	2回/年
		原画展開催数	1回/年	1回/年	1回/年
27	子どもが参加する生涯学習センター自主事業の推進	文化祭時の劇開催と入場者数	劇1回/年 入場者数約 560人	平成 28 年度よりミュージカル廃止	劇1回/年 入場者数 560人以上
30	特別支援学級・通級指導教室	通級指導教室教諭の配置人数	小学校に4人 中学校に1人	小学校に9人 中学校に2人	小学校に5人 中学校に1人
31	適切な進路指導・相談支援	教育支援委員会開催回数	5回/年	7回/年	5回/年
34	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)親子交流事業(名称変更)	参加人数	51人	知的障がい者(児)発達障がい者(児) 48人	100人
36	歴史教育の推進	歴史教育受講者数	延べ 80人/年	延べ 656人以上/年	延べ 100人以上/年
37	福祉体験教室(名称変更)	開催回数 参加者数	1回/年 18人	1回/年 64人	1回/年 20人

No.	事業名	成果指標	実績値(平成26年)	実績値(平成30年)	目標値(令和元年)
38	中学生ボランティア体験教室	開催回数 参加者数	1回/年 21人	平成28年度廃止	—
40	地域人材の派遣	派遣人数	延べ270人/年	延べ208人/年	延べ300人/年
41	社会体育行事	ジュニアスポーツ大会の参加者数	延べ2,300人/年	延べ2,649人/年	延べ2,500人/年
43	地域通学合宿	通学合宿実施分館数	1分館	1分館	2分館

基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

No.	事業名	成果指標	実績値(平成26年)	実績値(平成30年)	目標値(令和元年)
1 安心して出産・子育てできる環境の整備					
46	両親学級	日曜パパとママのたまご学級開催数	3回/年	3回/年	3回/年
48	経済的支援制度の周知	児童手当制度について広報紙に掲載回数	3回/年	3回/年	3回/年
2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化					
9	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実(再掲)	スクールカウンセラーの配置人数	各中学校に1名	小学校に1名 各中学校に1名	各小・中学校に1名
		スクールソーシャルワーカーの配置人数	小・中学校に1名	小・中学校に2名	各小・中学校に1名
10	教育相談室による相談機能の充実(再掲)	教育相談室に相談員配置人数	2名	2名	2名
11	乳幼児健診(再掲)	乳幼児健診受診率と把握率	受診率:96.7% 把握率:100%	受診率:97.6% 把握率:100%	受診率:100% 把握率:100%
12	育児相談(再掲)	赤ちゃん相談開催数	12回/年	12回/年	12回/年
13	新生児、乳児訪問(全戸訪問)(再掲)	乳児家庭全戸訪問率	96.8%	98.6%	100%
56	子育て支援情報誌の作成(名称変更)	発行部数	平成24年度2,000部	0部	2,200部
57	かすやキッズネット発行	発行部数	12,000部	30,480部 (月2,540部×12か月)	32,400部 (月2,700部×12か月)
3 子育てについての学習と交流の充実					
60	育児教室の実施	赤ちゃん体操教室開催回数	12回/年	12回/年	12回/年
		にこにこ離乳食教室開催回数	12回/年	12回/年	12回/年
61	親子サロンの充実	親子サロンの開設数	10か所	8か所	15か所
66	育児サークル等活動支援	育児サークル等支援金交付団体数	11か所	8か所	15か所

No.	事業名	成果指標	実績値(平成 26 年)	実績値(平成 30 年)	目標値(令和元年)
67	ハッピーエンジェルの会	多胎児・未熟児の保護者交流会開催回数	3回/年	3回/年	3回/年
4 子育てと仕事や他の活動との両立支援					
76	届出保育施設運営費補助	補助交付か所数	7か所	6か所	8か所
5 男性の子育ての促進					
46	両親学級(再掲)	日曜パパとママのたまご学級開催数	3回/年	3回/年	3回/年

基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち

No.	事業名	成果指標	実績値(平成 26 年)	実績値(平成 30 年)	目標値(令和元年)
1 子どもと子育てに安心なまちづくり					
89	(仮称)こども館整備事業	(仮称)こども館整備	—	平成 28 年度開館	—
90	地域公民館等の活用	親子サロン開設数	10 か所	8か所	15 か所
97	交通安全に対する意識の高揚	幼稚園、保育所、小学校で交通安全教室の実施	町内全園、全校での実施	継続	継続
		小学4年生を対象の自転車教室実施		継続	
2 地域における交流・ネットワークづくりの促進					
90	地域公民館等の活用(再掲)	親子サロン開設数	10 か所	8か所	15 か所
100	かすや子どもの日🎪っしょいフェスタの開催	かすや子どもの日🎪っしょいフェスタ開催回数	1回/年	1回/年	1回/年
102	子ども会育成会支援	ジュニアリーダー数	50 人	41 人	60 人
105	学生ボランティアの育成	学生ボランティア登録数	53 人	延べ参加者数 135 人	60 人
3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進					
108	児童福祉月間の周知	ポスター掲示の回数	1回/年	1回/年	1回/年

第 3 章

計画の基本的考え方



第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法では、父母など保護者が子育てについて第一義的責任をもつことを基本的認識としながら、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本的考え方としています。子どもの視点に立ち、子ども自身がそれぞれの可能性を十分に伸ばして成長していくことが重要です。

本計画においては、前期計画の視点と理念を継承し、「全ての子どもと家庭への支援を通して、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを産み、育てることに喜びを感じることのできる社会」を目指すべき社会の姿とします。

家庭においては安心して子育てができ、地域においては次の世代を育み慈しむことができるようにという願いが、人間らしさあふれる住環境・社会環境の実現にとって不可欠であることを認識し、行政と住民が一体となって、「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」を推進する実践的計画とすることを旨し、計画の基本理念を定めます。

子どもの笑顔を育むまち・粕屋

2 計画の基本的視点

1. 子どもの視点

本計画を推進するにあたっては、「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、施策の主な対象である子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの権利が十分に尊重されるよう配慮し、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。平成 27 年に国連サミットで採択された SDG s においては、貧困、保健、教育、ジェンダーなど 17 の目標が掲げられており、国においても実施に向けた指針を作成し、子どもの貧困や教育等の取り組みを掲げています。本計画においてもこのような SDG s の視点に基づき施策を展開します。

2. すべての子どもと家庭を支える視点

本計画は、家族の状況等の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。子どもや子育て中の保護者に対し、身近な地域において、必要とされる支援を可能な限り講じることで、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

3. 社会全体で子どもと子育てを支援する視点

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力となる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。子育て家庭だけではなく、社会のあらゆる分野における人々が、子どもと子育てに対する関心や理解を深め、地域や社会が子どもや保護者に寄り添うことで、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指します。

3 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を掲げて取り組むものとします。

I 心豊かな子どもが育つまち

子どもは、本来一人ひとりが様々な可能性や力を持っています。周囲の大人や社会には、子どもがのびのびと育つことができる環境を整え、子どもが自ら育つ力を伸ばしていくことを支える責務があります。また、子ども・子育て支援を進めるにあたっては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう配慮されなければなりません。子どもの権利についての啓発を進めるとともに、子どもの健康と福祉が守られるよう、児童虐待の防止や各種健康・保健事業の施策の充実を図ります。また、子どもの豊かな心を育むべく、交流の機会や生活体験・自然体験等の機会を豊富にもてるような取り組みを推進します。

II 安心して楽しく子育てができるまち

子どもの育ちを支え、子どもの最善の利益を守るためには、子育ての当事者である家庭や保護者が安心して子育てができることが重要です。子育てをしている人や、これから子育てをしたいと思っている人が、精神的、身体的にゆとりをもち、安心して出産や子育てをすることができるよう支援します。子育てに関する相談や学習機会を充実するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、子育てをする人が子育てと仕事やその他の活動との両立ができるよう、両立支援の充実や子育てにおける男女共同参画を推進します。

III 子どもを見守り、育むまち

子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えることは、未来への投資でもあり、地域や企業等も含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。子どもと地域との交流や、企業等への啓発を推進し、子どもと子育てを地域や社会全体で見守り育てるという意識を醸成することで、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。また、子どもが地域において安心して暮らし、活動することができるよう、公園や遊び場、道路等の整備と充実に努めるとともに、事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

第 4 章

施策の展開



第4章 施策の展開

1 計画の体系

基本理念	基本方針	施策の方向	
子どもの笑顔を育むまち・粕屋	Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち	1 子どもの最善の利益を守る	(1) 子どもの権利に関する啓発 (2) 人権教育の推進 (3) 児童虐待の早期発見、虐待防止への支援体制 (4) 配慮や支援を必要とする子どもへの支援
		2 子どもの健康・保健事業の充実	(1) 子どもの健康づくり支援 (2) 障がいのある子どもの療育支援
		3 豊かな心を育む教育の推進	(1) 文化、芸術に触れる機会の拡充 (2) 思春期教育の推進 (3) 障がいのある子どもの教育の推進 (4) 子どもの交流・学習機会の充実
	Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち	1 安心して出産・子育てできる環境の整備	(1) 安心して出産・子育てできる支援の充実 (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減 (3) ひとり親家庭への支援
		2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化	(1) 子育てに対する相談体制の充実 (2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実
		3 子育てについての学習と交流の充実	(1) 親同士の交流機会の拡大を図る (2) 育児サークル活動の支援 (3) 子育て等に関する学習機会の充実
		4 子育てと仕事や他の活動との両立支援	(1) 保育所・幼稚園・認定こども園におけるサービスの充実 (2) 教育・保育施設の充実 (3) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携による教育・保育の充実 (4) 学童保育における保育サービスの拡充 (5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実
		5 子育てにおける男女共同参画の推進	(1) 父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充 (2) 男女共同参画の視点による意識改革
	Ⅲ 子どもを見守り、育むまち	1 子どもと子育てに安心なまちづくり	(1) 公園・遊び場の充実 (2) 事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり
		2 地域における交流・ネットワークづくりの促進	(1) 地域における相互交流・世代間交流の促進 (2) 子どもに関する諸団体のネットワークづくり (3) 子育て支援者・ボランティアの育成
		3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進	(1) 啓発活動の推進 (2) 住民参加の推進

2 計画の推進に向けた重点的取り組み

本計画を推進するにあたり、粕屋町子ども・子育て会議において粕屋町の子どもと子育て支援の現状や課題、今後の重要な施策について議論を重ねました。これらの議論の内容を踏まえて、次の3つの施策の方向を特に重点的に取り組むべき施策として位置づけ、着実に推進していきます。

(1) 子育てに関する相談体制の充実

本町は、すべての子どもと子育て家庭を支援の対象として、障がいや発達の遅れの有無にかかわらず、子ども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるまちを目指してきました。ニーズ調査では、子育てについての悩みや気になることとして、未就学児では「子どもの発育、発達」「子どもの食事や栄養」が最も高く、小学生でも「子どもの病気や発育・発達」が上位となっています。近年、健康センターや教育相談等での相談件数が年々増加しており、適切な対応と支援が求められています。

本町では、これまでも相談や療育支援に力を入れてきましたが、支援を必要とする子どもや家庭が増加していることを踏まえて、子ども家庭総合支援拠点の設置や子育て世代包括支援センター等により、一層の充実を図り、早期の発見と適切な支援を推進します。

【主な該当事業】として以下の9事業を掲載しています。※P34以降の具体的施策の展開を参照

- 5 子ども家庭総合支援拠点の設置
- 6 相談機関の周知
- 9 子育て世代包括支援センターにおける支援
- 10 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実
- 11 教育相談室による相談機能の充実
- 14 育児相談
- 23 発達相談(運動発達相談、発達相談、言語相談)の充実
- 24 巡回相談支援事業
- 56 かすや地区女性ホットラインの周知

(2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実

本町は若い子育て世代の転入も多く、子どもや子育て支援に関する情報提供の充実が必要となっています。ニーズ調査では、子育てに関する情報の入手方法として「インターネット」が最も高くなっていました。転入時に子育て支援情報を掲載した冊子を配布したり、SNSを含めたインターネットでの情報提供を充実したりする等、より効果的な方法の検討を進めます。

また、小・中学校と連携しての取り組みや、アウトリーチ^(※)による情報発信の活動も進めません。

【主な該当事業】として以下の4事業を掲載しています。

- 57 子育て支援に関する情報提供
- 58 かすやキッズネット発行
- 59 地域子育て支援拠点事業の充実
- 61 親子サロンの充実

(3) 地域の交流・ネットワークづくり

子どもの育ちや安全を地域全体で支えるためには、家庭や保育所、幼稚園、認定こども園、学校とともに地域の民生委員、区長、育成会、子ども会等が連携して、子どもたちを見守る活動を推進することが重要です。また、子どもや保護者が地域の人々と世代を超えて交流する機会をもつことで、地域で子どもを見守るという意識が高まると考えられます。保育所、幼稚園、認定こども園、学校、そして地域との交流・ネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支えるという気運の醸成を図ります。また、地域の子育てに関する人材の育成に取り組みます。

【主な該当事業】として以下の6事業を掲載しています。

- 95 関係機関の連携による情報共有
- 97 子ども110番の家、粕屋町「まちの駅」活動の促進
- 104 子育て応援団委託事業
- 105 子育て支援ボランティアの育成
- 106 学生ボランティアの育成
- 110 地域との連携による子育て支援

3 具体的施策の展開

基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち

施策の方向性1 子どもの最善の利益を守る

日本も批准している国連の「子どもの権利条約」には、子どもの基本的人権の尊重について、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」を確保することが大人の責務として定められています。平成24年に制定された子ども・子育て支援法においても、国が定める基本指針では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本としています。しかし、現状では、いじめや児童虐待等、子どもの人権が侵害される事態が近年増加しています。一人ひとりの子どもが、安心して心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の防止、早期発見と対応、被害を受けた子どもへの支援について社会全体で推進することが重要です。

ニーズ調査では、子育てに関する保護者の悩みとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが、前回調査よりは低下しているものの、未就学児童の保護者で2割強、小学生の保護者では2割半ばで、ともに第3位となっています。特に、子どもが3～5歳と小学1～3年生の人で3割弱となっており、小学校入学前後の年代の子どもの保護者が子どもへの接し方に悩んでいることがうかがえます。また、数値としては低いものの、「子育てのストレスが溜まって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりすること」という回答もみられ、虐待防止のための取り組みが急務であることが示されています。小学生の保護者の悩みとしては、「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が約3割で第1位となっており、子どもの人間関係に対する保護者の不安が表れています。

保護者と地域の人々、そして子どもたち自身が、子どもの人権を尊重することについての認識を深めるための啓発を推進します。また、子どもたち自身や教職員が子どもの権利について理解を深めることができるよう、人権教育を充実します。いじめや児童虐待等の問題については、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員やスクールカウンセラー等による相談を充実します。また、関係機関の連携を強化し、適切な支援体制を充実するとともに、児童虐待について家庭や学校、地域への啓発を進め、早期発見による事態の深刻化の防止を図ります。また、将来的な子どもの貧困を予防し貧困の連鎖を断ち切るため、経済的に困難な状況にある子どもと家庭への相談体制の充実や情報提供の充実を図ります。

(1) 子どもの権利に関する啓発

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	青少年育成・人権教育の啓発	「青少年育成町民の会」「人権教育啓発強調月間」「社会を明るくする運動月間」を合わせた三本大会を通じて、子どもの人権を尊重することの大切さに関する認識を深めるための啓発を進めます。また、子どもの権利に関する情報について、町広報紙への掲載や人権啓発冊子「わかくさ」の全戸配布等を通じ、周知に努めます。	社会教育課
2	人権を尊重する町民のつどい	人権教育について、「人権を尊重する町民のつどい」等により、町民に対する啓発活動を推進し、町民の人権意識の高揚を図ります。	社会教育課

(2) 人権教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
3	児童への人権教育の推進	保育所、幼稚園、認定こども園において、日々の教育・保育における人とのかかわりのなかで、一人ひとりの大切さや自分を大切にすることを教えます。また、小学校においては、教科となった道徳をはじめ各教科に人権の視点を適切に位置づけ、人権教育を推進します。	子ども未来課 学校教育課
4	教職員等への人権研修の推進	保育所、幼稚園、認定こども園、学校の教職員や町職員等に対して、人権に関する研修を行い人権意識の高揚を図ります。今後も研修内容の充実に努めて参加を促進していきます。	子ども未来課 学校教育課 社会教育課 総務課

(3) 児童虐待の早期発見、虐待防止への支援体制

No.	事業名	事業の概要	担当課
5	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員、虐待対応専門員による子育てに関する相談とともに要支援家庭への訪問指導・相談や虐待通報への適切な対応機能の充実に努めます。	子ども未来課
6	相談機関の周知	役場やかすやこども館で啓発資料の掲示や配布を行うとともに、ホームページ、広報紙等を通して虐待や養育困難に関する相談機関の効果的な周知を徹底します。	子ども未来課
7	関係機関の連携強化	要保護児童の早期発見と早期対応を図るために、役場関係部署、学校関係者、警察、児童相談所等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の実務者会議を定期的に開催し、情報共有と連携強化を図ります。	子ども未来課
8	児童虐待防止に関する周知の充実	家庭や学校、地域等に対して、児童虐待問題に対する理解を深めるため、「児童虐待防止月間」や「オレンジリボンキャンペーン ^(※) 」等積極的に広報・啓発活動を推進します。	子ども未来課
9	子育て世代包括支援センターにおける支援	子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児等の状況を把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等を行い、育児不安や虐待の予防に取り組みます。	健康づくり課

(4) 配慮や支援を必要とする子どもへの支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
10	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行い、スクールソーシャルワーカーは、関係機関のネットワークを活用して就学環境に問題を抱える児童生徒の課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課

No.	事業名	事業の概要	担当課
11	教育相談室による 相談機能の充実	教育相談室に相談員とスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児の居場所づくりとあわせて、保護者等の教育に関する相談と課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課
12	就学援助制度の 実施	経済的理由により、就学援助を必要とする家庭に対し、学校給食費や学用品費等の一部を助成します。	学校教育課



施策の方向性2 子どもの健康・保健事業の充実

子どもの健康づくりは、生涯にわたり健康な生活を送るための基盤として、子ども自身にとっても保護者にとっても重要です。心身ともに健やかに成長するために、出産期から乳幼児期、就学後に至るまで継続的なかかわりが求められます。障がいや発達に遅れがみられる子どもに対しても、乳幼児の段階から一人ひとりの状況やニーズに応じた一貫した支援の提供が必要とされています。

ニーズ調査では、未就学児童の保護者の3割以上が、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」を悩みとしてあげていました。「子どもの病気や発育・発達に関すること」については小学1～3年生の保護者でも3割弱と高くなっていました。乳幼児健診に対しては7割半ばが満足しており、「安心して受けることができた」「保健師・助産師の話が参考になった」等肯定的な評価が多くみられます。「待ち時間が長かった」は4割半ばで前回から低下したものの、さらなる改善が求められています。また、子どもの発達に関する相談や療育については、利用者や相談希望者の数が年々増加しており、ニーズの増大への対応が必要です。

本町においては、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診、赤ちゃん相談等、多様な相談の機会を設けており、今後も子どもの健康を確保するための取り組みを充実していきます。また、「健康かすや21」に基づき、食育を含めて子どもと保護者の学習機会を提供する等、親子の健康づくりを推進します。

発達に遅れがみられる子どもについては、相談支援体制を充実し、早期の発見と発達段階に応じた支援に努めます。また、保育所、幼稚園、認定こども園に職員を加配し、受け入れ体制の充実を進めるとともに、学校等との連携を図り、子どもの人権やプライバシーに配慮しながら切れ目のない支援ができるよう体制の整備を進めます。

(1) 子どもの健康づくり支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
13	乳幼児健診	乳幼児の心身の発達発育の確認のために4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。さらに、個別相談を実施し、子育てに関する情報提供及び保護者の育児不安の軽減を図ります。また、2歳児に対しては歯科健診を実施します。	健康づくり課
14	育児相談	育児不安の軽減のため、保健師、助産師による赤ちゃん相談の定期的な実施や電話相談「赤ちゃんラブコール」等を実施します。	健康づくり課
15	乳児家庭全戸訪問	乳児の発育・発達確認、母親の健康状態の確認、育児相談の場として、保健師等による4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とした訪問を実施します。	健康づくり課
16	乳幼児医療体制の整備	周辺市町村や医師会、粕屋保健福祉事務所等関係機関と連携して、乳幼児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課
17	食育の推進	「健康かすや21」に基づき、両親学級やマタニティ栄養教室、離乳食教室等を通じ、減塩・栄養改善の普及・啓発とともに親子の健康な食生活を啓発していきます。	健康づくり課

(2) 障がいのある子どもの療育支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
18	保育所、幼稚園等への障がい児の受け入れ体制の充実	保育所、幼稚園等において職員の加配を行い、障がいのある子どもの受け入れ体制を充実していきます。	子ども未来課
19	幼児の個別療育支援	心身の発達に遅れや偏りのある幼児に対して、発達ルーム「こんぺいとう」での早期療育による発達支援及び保護者への理解促進を図ります。	健康づくり課
20	幼児の集団療育支援	心身の発達に遅れや偏りのある幼児とその保護者に対する集団療育の場として、社会福祉法人に委託し、発達ルーム「つくしんぼ」「さくらんぼ」において、子どもの年齢に応じた療育事業を進めます。	健康づくり課
21	発達障がい児等に関する連携支援の充実	一人ひとりの子どもに切れ目のない適切な支援ができるよう、健康センター、保育所、幼稚園、認定こども園、学校(通常学級・特別支援学級・通級指導教室)等の連携を強化し、子どもの人権、プライバシーに配慮しながらさらに円滑に連携ができる体制の整備を進めます。	子ども未来課 学校教育課 健康づくり課
22	障がい児等発達支援	発達障がい等を有する児童及び発達障がいの疑いのある児童の保護者を対象に、前向きに子育てに取り組むことができるようにペアレントプログラム講座を開催します。	介護福祉課
23	発達相談(運動発達相談、発達相談、言語相談)の充実	乳幼児の運動面や言語面等、発達に関する相談や発達状況の確認等について、理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職による相談事業を実施します。早期からの専門的な相談や発達評価を取り入れ、適切な発達支援に繋がっています。今後は、相談希望者の増加に伴い、相談員を増員して対応を図っていきます。	健康づくり課
24	巡回相談支援事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等に巡回相談を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	健康づくり課
25	年長児相談会	年長児への発達スクリーニング検査 ^(※) 及び三者面談(保護者、担任、担当者)を実施し、発達障がいの発見と支援、子どもの発達特性の理解、二次障がいの予防に努めます。また、相談会後のフォローの場として、保護者向け研修会を開催し、発達の理解促進を図ります。	健康づくり課

施策の方向性3 豊かな心を育む教育の推進

子どもたちが個性豊かに社会性や道徳性、生活力を育てていくためには、発達段階に応じた多様な学習機会の提供が必要です。また、子どもの豊かな感性の育成のために、幼少期から芸術鑑賞や読書に触れる機会が十分に提供されることが望まれます。思春期前後の子どもに対しては、性感染症や望まない妊娠、デートDV^(※)や性暴力、飲酒や喫煙、薬物乱用等、身体的・精神的健康を脅かす問題について、正しい知識を身につけるための教育が必要です。また、障がいのある子どもとその保護者に対して、子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、子どもの発達に応じた切れ目のない総合的な支援が求められます。

ニーズ調査では、小学生の保護者の2割弱が「子どもの思春期の教育」を悩みとしてあげており、小学生からの思春期教育の充実が必要とされています。また、小学生の携帯電話やスマートフォンの所持率は約4割、小学校4～6年生では5割を超えています。インターネットの利用も小学1～3年生でも5割超、4～6年生では7割超に上り、子どものメディア利用についての適切な情報提供や教育が求められています。また、子どもが本に触れる機会を提供する「粕屋町図書館のおはなし会」の認知度、利用経験、今後の利用意向がともに高く、子育て家庭からのニーズの高さがうかがえます。

本町では、令和2年より「粕屋町文化芸術推進基本計画」に基づき、子どもたちが文化や芸術に触れる機会の提供を行い、今後もこれらの事業の充実を図ります。また、小・中学校での性教育や健康教育、メディア利用に関する教育に計画的に取り組み、子どもの健やかな成長を支援します。

障がいのある子どもに対しては、個別の状況に合わせた最善の教育を目指して、教職員の専門性の向上を図りつつ、各種機関の連携のもと多面的に支援しています。また、一時預かりや親子交流事業を実施し、保護者のリフレッシュや負担の軽減を図ります。

さらに、様々な体験教育や異年齢・異世代交流の機会を設け、子どもたちの主体的な学びと活動を推進します。

(1) 文化、芸術に触れる機会の拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
26	年齢に応じた本に親しむ取り組みの推進	赤ちゃん向けから小学生向けまで成長に合わせたおはなし会を継続していきます。家庭や保育所、幼稚園、認定こども園等への周知と参加の促進に努めます。おはなし会の担い手となる読書ボランティアの支援と育成を継続していきます。	社会教育課
27	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10 か月児健診時に絵本の紹介とボランティアによる読み聞かせを行います。また、ブックスタートフォローアップ事業として、3歳児健診時に引換券を渡し、かすやこども館でおはなし会を行い、3歳児に適した絵本を配布します。今後は、対象となる児童の保護者に向けてブックスタートフォローアップ事業の周知に努めていきます。	社会教育課 子ども未来課
28	保育所、幼稚園、認定こども園における文化芸術に触れる機会の提供	保育所、幼稚園、認定こども園の児童を対象とした鑑賞会や観劇会を通じて、乳幼児期から文化芸術に親しめるよう努めます。また、保育所で和太鼓に取り組む等、子ども自身が文化活動に参加するような取り組みを進めます。	子ども未来課
29	子どもの読書の推進	子ども読書の日、図書館まつり、「子どもと読書」講演会等の各種イベントを行い、子どもの図書館利用の促進を図ります。子どもや親子が参加しやすい行事を工夫し、図書館利用を促進していきます。	社会教育課

No.	事業名	事業の概要	担当課
30	子どもが参加する生涯学習センター事業の推進	「粕屋町文化芸術推進基本計画」に基づき、文化協会の協力のもと「夏休み子ども体験教室」を実施し、小学生の文化・芸術への体験・発表の場を設けます。また、「かすや児童合唱団さくら」「かすやプラスふえす」の活動支援等、子どもが芸術に触れる機会を提供していきます。	社会教育課

(2) 思春期教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
31	性といのちの教育	性を正しく理解し、心身のバランスある発達を促すとともに、思いやりの心を育むための教育を行います。デートDVや性暴力防止などに関する県の事業と連携して、保護者とともに学ぶ機会や専門的な外部講師の招へいを行う等、充実を図ります。	学校教育課
32	喫煙、薬物乱用、メディア等についての正しい知識の教育	思春期における健やかな心身の発達のため、児童・生徒が喫煙、飲酒、薬物乱用等について正しい知識をもてるよう、授業のなかで、あるいは親子で学ぶ機会を提供していきます。また、メディアが児童・生徒に及ぼす影響も大きいことから、適切なメディア利用についての指導を行っていきます。	学校教育課

(3) 障がいのある子どもの教育の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
33	特別支援学級・通級指導教室	各学校の特別支援学級において、療育、支援が必要な児童・生徒に対する適切な教育を行います。また、小・中学校の通常学級に在籍している軽度の障がいがある児童・生徒に対して、障がいの程度に応じた特別の指導を通級指導教室で行います。	学校教育課
34	適切な進路指導・相談支援	障がいの状況にあわせ、特別支援学校を含め、その子にあった就学先を保護者に紹介します。また、障がいのある子どもの就業支援や生活支援については、相談支援事業所やサービス事業所等の関係機関と連携して対応を図ります。	学校教育課 介護福祉課
35	障がい児教育の充実	全ての小・中学校で特別支援教育コーディネーターが中心となり学習指導の充実や生活への適応指導等の充実を図ります。また、特別支援学級の数の増加に伴い、学校支援員の充実を図ります。今後も、個に応じたきめ細かな支援ができるよう、職員の研修を行う等指導体制の充実を図ります。	学校教育課
36	障がい児放課後等対策事業	小・中学校等の児童・生徒で、学童保育への通所が難しい障がい児をその家族の就業支援や一時的休息(レスパイト)のために、放課後や長期休暇中に福祉センターで一時預かりを行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
37	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)親子交流事業	障がいのある子どもの保護者の心身のリフレッシュとお互いの情報交換・交流の促進を図るため、親子のニーズに合わせた交流事業を実施します。	介護福祉課 (社会福祉協議会)

(4) 子どもの交流・学習機会の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
38	中高生の保育所、幼稚園、認定こども園等での子どもとの交流	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及びかすやこども館において、中高生の職場体験やボランティアの受け入れを行い、乳幼児との触れ合いとともに子育てを体験し学習する機会を提供します。	子ども未来課 学校教育課 協働のまちづくり課
39	歴史教育の推進	歴史資料館で子ども向けの講座を開催し、歴史学習の機会を増やすとともに、歴史資料に触れる機会の創出を図ります。また、小・中学生向けの粕屋町歴史副読本「小・中学生のための粕屋町の歴史」を活用し、子どもが地域の歴史を身近に感じ意欲を持てるよう、学習機会を提供していきます。	社会教育課
40	福祉体験教室	子ども会育成会連絡協議会との協同により、小学生を中心に、福祉についての理解を深めることを目的として体験教室を行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
41	総合学習支援	小・中学校で行われる福祉体験学習の支援を行います。また各小・中学校へ福祉教育のための助成を行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
42	地域人材の派遣	子どもの健やかな成長を支援するため、地域の人材を発掘・活用し、異年齢・異世代交流を進めます。幅広い派遣要請に応えることができるよう、文化協会等社会教育関係団体の協力を得ながら講座の種類を増やしていくとともに、学校の「ゲストティーチャー」への人材派遣の活用を働きかけます。	社会教育課
43	社会体育行事	小学生ソフトボール大会や各種ジュニア大会、総合体育館におけるスポーツ活動等、スポーツ振興と健康づくりのため、子どもが参加できるスポーツ環境づくりに努めます。粕屋町総合体育館で行うこども教室の実施や各ジュニアスポーツ団体の活動支援を行います。	社会教育課
44	ときめき体験事業	親元を離れて団体行動を行う研修等を通じて青少年相互の連携を深めるとともに、団体生活での規律、社会参加の意義等を学ぶ機会を提供します。参加者がスタッフとして参加する等、青少年相互の交流も図っています。	社会教育課
45	地域通学合宿	団体生活を経験させることにより子どもたちの自主性・協調性・忍耐力を養うため、各分館単位での通学合宿を実施します。分館の事業が多く通学合宿を実施するに至らない分館が多いため、事業の集約を図り実施分館の増加を図ります。	社会教育課
46	プロスポーツチームとの交流	サッカーやラグビー等のプロスポーツチームとのフレンドリータウン協定 ^(※) に基づき、子どもたちと選手の交流を展開し、地域スポーツの振興や活性化を図ります。	協働のまちづくり課

基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

施策の方向性 1 安心して出産・子育てできる環境の整備

安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めるにあたっては、妊娠期から周産期、新生児期及び乳幼児期からの母子の健康づくりの取り組みが非常に重要です。ライフコース^(※)や家族形態の多様化が進む中、母親が安心して出産でき、子どもが健やかに成長できるためには、子どもの年齢や家庭の状況に応じた、それぞれのニーズにあった支援の提供が求められます。また近年、子どもの貧困が社会問題として注目されており、子育て世帯の経済的負担の軽減や生活支援が必要とされています。

ニーズ調査では、未就学児童の保護者の子育ての悩みや気になることとして、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が高くなっています。また、子育ての不安や負担を感じている人では、子育てについて得たい情報として、「子どもの発育や病気について」が約5割と高く、「子育ての悩みや相談窓口について」「子育ての手当てや公的助成について」等も高くなっており、情報提供や養育支援により育児不安の低減を図ることが求められています。また、ニーズ調査では、未就学児童の保護者の2.9%、小学生の保護者の6.3%がひとり親家庭であり、ひとり親家庭への就業や経済面に関する情報提供や支援が必要です。

本町では、妊娠中の母子の健康管理のため、妊婦健診の公費補助や、母子手帳交付時の相談、情報提供、必要に応じての個別訪問等を行っています。今後は、これらの事業の周知を図ります。両親学級については、今後も内容の充実を図るとともに、日曜日の開催等父親が積極的に参加できるよう引き続き取り組みます。

子育てにともなう経済的負担の軽減および子どもの貧困問題への対策^(※)のため、児童手当等の経済的支援制度の周知を進めるとともに、実態の把握に努め必要な支援について検討します。ひとり親家庭に対しては、ひとり親家庭相談事業や母子寡婦福祉資金貸付金等の支援制度について周知に努めます。

(1) 安心して出産・子育てできる支援の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
47	妊婦健康診査	安全で健やかな妊娠・出産を支援し、母親の健康の保持増進を図るため、妊婦健診費用について公費補助を行います。	健康づくり課
48	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、子育て世代包括支援センターの専任コーディネーターや保健師により、相談や指導、情報提供を行います。また、栄養や喫煙についても情報提供します。	健康づくり課
49	両親学級	妊娠、出産、育児等の正しい知識の普及、妊婦の交流、父親の子育てへの意識啓発を目的として、両親学級を日曜日に実施します。	健康づくり課
50	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に、子育てアドバイザー、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭へ適切に養育支援をしていきます。	子ども未来課 健康づくり課

(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減

No.	事業名	事業の概要	担当課
51	経済的支援制度の周知	広報紙やホームページ等を通じて、児童手当やひとり親家庭、障がいのある児童がいる家庭の支援等の経済的支援制度の周知に努め、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	総合窓口課 介護福祉課
52	子ども医療費助成	子育て世代の経済的負担軽減及び乳幼児等の疾病の早期発見や治療を図るため子ども医療費の助成を行い、経済的支援をします。また、県等の制度については窓口での周知を図ります。	総合窓口課
53	未熟児養育医療費助成	入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費の給付を行い、子どもの健康の保持、増進を図ります。	健康づくり課
54	子どもの貧困対策の推進	貧困の状況にある子どもたちに対して必要な支援について検討します。	子ども未来課

(3) ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
55	ひとり親家庭支援事業の周知	ひとり親家庭相談事業や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の支援制度や福岡県母子家庭等就業支援センターについて、周知に努めます。	介護福祉課 総合窓口課
50	養育支援訪問事業(再掲)	養育支援が必要な家庭に、子育てアドバイザー、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭へ適切に養育支援をしていきます。	子ども未来課 健康づくり課

施策の方向性2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

核家族化の進行や社会経済情勢の変化にともなうライフスタイルの多様化等により、子育てに関する悩みや求められる情報も変化しています。また、本町は人口の転入率、転出率がともに高く、家庭や地域の状況によっては、日々の子育てに対する助言や協力を得にくい家庭もあると思われます。子育て中の保護者が悩みや不安を解消して、ゆとりをもって子育てができるよう、相談や情報提供の体制づくりが重要となっています。

ニーズ調査によると、子育ての悩みや不安の相談先として、多くの人が配偶者やパートナー、親等の親族、近所の友人をあげていますが、未就学児童の保護者で粕屋町での居住年数の短い人ではインターネットの割合がやや高く、身近な相談相手が限られている様子がうかがえます。また、子育てにかなり不安や負担を感じるとする人では親族等の身近な人を相談相手とする割合が相対的に低い一方、「保健師（健康センター）」や「学校等の先生」といった専門的職業に相談していることがうかがえ、相談支援体制の充実の必要性が示されました。子育てに関する情報の入手先としては、親族や近所の友人と並んでインターネットが主な情報源となっており、前回調査から大きく増加しています。インターネットやSNSを活用しての情報提供の充実が、今後ますます重要性を増すものと思われます。

本町では、保健師、保育士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談支援や糟屋地区1市7町での電話相談事業を行っており、これらの事業のさらなる充実を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、総合的な支援にあたります。また、子育て支援サイト等を活用して町内の子育てに関する施策や支援策等の情報を集約・発信しながら、多様な媒体による情報提供を行います。

(1) 子育てに対する相談体制の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
56	かすや地区女性ホットラインの周知	夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメント ^(※) 等の悩みや困りごとに対する電話相談の周知を図ります。	介護福祉課
5	子ども家庭総合支援拠点の設置(再掲)	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員、虐待対応専門員による子育てに関する相談とともに要支援家庭への訪問指導・相談や虐待通報への適切な対応機能の充実を図ります。	子ども未来課
9	子育て世代包括支援センターにおける支援(再掲)	子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児等の状況を把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整等を行い、育児不安や虐待の予防に取り組みます。	健康づくり課
10	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実(再掲)	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置します。スクールカウンセラーは、生徒や保護者の内面的な相談への対応と支援を行い、スクールソーシャルワーカーは、関係機関のネットワークを活用して就学環境に問題を抱える児童生徒の課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課
11	教育相談室による相談機能の充実(再掲)	教育相談室に相談員とスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児の居場所づくりとあわせて、保護者等の教育に関する相談と課題解決に向けた対応を図ります。	学校教育課

No.	事業名	事業の概要	担当課
13	乳幼児健診 (再掲)	乳幼児の心身の発達発育の確認のために4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。さらに、個別相談を実施し、子育てに関する情報提供及び保護者の育児不安の軽減を図ります。また、2歳児に対しては歯科健診を実施します。	健康づくり課
14	育児相談 (再掲)	育児不安の軽減のため、保健師、助産師による赤ちゃん相談の定期的な実施や電話相談「赤ちゃんラブコール」等を実施します。	健康づくり課
15	乳児家庭全戸訪問 (再掲)	乳児の発育・発達確認、母親の健康状態の確認、育児相談の場として、保健師等による4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とした訪問を実施します。	健康づくり課

(2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
57	子育て支援に関する情報提供	子どもと子育て支援に関する情報を集約し、ホームページ・広報紙・チラシ等様々な広報媒体による情報提供に努めます。	子ども未来課
58	かすやキッズネット 発行	カレンダー方式による子育てに関する情報紙を毎月発行し、健康センターをはじめとする町内の様々な施設で配布します。また、社会福祉協議会のホームページにも掲載します。	介護福祉課 (社会福祉協議会)



施策の方向性3 子育てについての学習と交流の充実

子ども同士の交流は、子どもが社会性を身につける上で大変重要です。また、同じ年頃の子どもや似たような境遇をもつ保護者同士が身近な地域で交流し悩みを分かち合うことは、子育てにおける悩みや不安の軽減のためにも重要となっています。

ニーズ調査によると、地域子育て支援拠点事業の利用については「かすやこども館」の利用が3割半ば、「子育て支援センター」が1割弱となっており、子どもの年齢が低いほど利用率が高くなっていました。今後の利用意向としても、小さな子どもをもつ保護者のニーズが高くなっています。また、充実してほしい子育て支援として、「子どもや親子が安心して集まり、遊べる場所を作ってほしい」が未就学児童の保護者では4割超で第3位、小学生の保護者では3割超で第2位となっており、子どもや親子が安心して集まれる場が求められています。

本町では、地域やかすやこども館において、親子の交流の場の提供や、保護者が子育てについて学習するための様々な事業を実施しており、今後もこれらの事業をより一層充実していきます。育児サークル等の自主的な活動に対しては、育児サークルへの補助等の支援等、必要としている人が参加しやすい環境づくりを進めます。町で実施する講座や研修等においては託児の実施に配慮し、子育て中の保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。

(1) 親同士の交流機会の拡大を図る

No.	事業名	事業の概要	担当課
59	地域子育て支援拠点事業の充実	保育所やかすやこども館において、親子の交流、遊び、相談の場や機会を提供します。また、子育てに関する情報を発信します。	子ども未来課
60	育児教室の実施	母親の育児不安軽減と子どもの発育と発達の両面からの育児教室として、運動面や離乳食の指導を取り入れた「赤ちゃん体操教室」や「離乳食教室」等を開催します。保護者同士の交流の場ともなっており、今後もニーズに沿った教室運営に努めます。	健康づくり課
61	親子サロンの充実	子育て応援団が中心となり、親子同士の交流のために、地域の公民館等身近なところで気軽に行ける親子サロンを開設します。今後はボランティアの育成や親子サロンの周知の充実を図ります。	子ども未来課
62	園庭の開放	地域の子育ての拠点となるよう、保育所等の園庭を地域に開放します。	子ども未来課
63	子育て応援サロン	発達障がい児(未就学児)の療育(作業療法士と臨床心理士が毎月交代)と親の交流を目的に大学生ボランティアの協力を得てサロンを実施します。	介護福祉課 (社会福祉協議会)
64	親子教室	公民館で開催している親子サロンに講師を派遣し、児童体操教室や親子ふれあい遊び、3B体操等を行い、親子の交流づくりの充実を図ります。	介護福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 育児サークル活動の支援

No.	事業名	事業の概要	担当課
65	育児サークル等活動支援	子育て中の母親の育児不安解消と情報交換、仲間づくりを目指した自主的な育児サークル活動や親子サロンを実施しているグループへの活動支援として補助を行います。	子ども未来課
66	ハッピーエンジェルの会	多胎児・未熟児の保護者を対象として、保護者同士の交流、親子遊び、育児相談等を行います。	健康づくり課
67	粕屋町知的障がい者(児)親の会の活動支援	障がい者(児)親の会の運営を支援します。また、療育手帳新規交付時に親の会の周知を図り、障がい者(児)をもつ親同士の連携、情報交換、交流の場を提供します。	介護福祉課

(3) 子育て等に関する学習機会の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
68	子育てに関する講座・教室等の開催	かすやこども館において、親育ち講座やベビーマッサージ教室、ワークショップ等の講座を開催し、親の育児力を高める取り組みを進めます。	子ども未来課
69	講座・研修会での託児の実施	粕屋町で実施する講座や研修等において、子育て世代が参加しやすいよう託児の実施に努めます。	子ども未来課 健康づくり課 社会教育課 協働のまちづくり課 介護福祉課

施策の方向性 4 子育てと仕事や他の活動との両立支援

景気低迷の長期化や性別役割分担意識の変化を背景として、全国的に共働き家庭が増加し続けています。その一方で、就業の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることから、出産を機に退職している女性も少なからず存在しています。国においても、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」や「女性活躍推進^(※)」が重要課題となっており、男女がともに安心して仕事と家庭を両立できる環境を整備することや、家庭の状況や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。また、令和元年には子ども・子育て支援法が改正され、3～5歳までの子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、教育・保育施設の利用料を無償化する措置が開始される等、子育て世帯の経済的負担軽減が図られています。

ニーズ調査では、現在就業している母親は、未就学児童の母親で6割超、小学生の母親では7割台半ばとなっており、前回調査から大幅に増加しました。また、母親で育児休業を取得した人（取得中を含む）も、4割強で前回調査から大きく増加しています。現在就労していない母親でも、その大半がいずれ就労したいと考えており、今後保育へのニーズはますます高まるものと思われます。保育所、幼稚園、認定こども園や学校は、子どもが生活において多くの時間を過ごす場であることから、施設の整備や保育士、教諭の質の向上も不可欠です。

本町では、通常保育に加え、延長保育、一時保育、篠栗町・久山町と3町合同での病児保育等を行っており、これらのサービスの充実と質の向上に努めます。教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用についても補助、給付を行います。子どもの成長においては家庭で過ごす時間を十分に確保することが望ましいことから、町内の事業所に対して子ども子育て支援に関する法制度の周知やワーク・ライフ・バランスに関する啓発を進めます。

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園におけるサービスの充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
70	通常保育	保護者の就労状況等に応じ、保育所や認定こども園で子どもを預かる保育支援を行います。	子ども未来課
71	延長保育	保育所等を利用している子どもを対象に、保護者の就労等の理由で通常の保育時間を延長して預かる延長保育を実施します。	子ども未来課
72	一時保育	私立保育所において、保護者の緊急時やリフレッシュ、パート就労等で一時的に保育が必要な子どもの一時保育を実施します。	子ども未来課
73	病児保育	病気の治療中や回復期にあるために、保育所・学童保育で預かることができない子どものために病児保育を実施します。粕屋町・篠栗町・久山町の3町合同で、粕屋町の小児科医院に委託しており、今後も継続していきます。	子ども未来課
74	保育所広域入所	保護者が遠隔地へ勤務しているため町内保育所に通うことが難しい世帯等について、広域での子どもの保育所入所について他市町との連携を図って実施します。	子ども未来課
75	届出保育施設運営費補助	子育てに伴う経済的負担の軽減につながるよう、届出保育施設に対して、保育の充実を図るため運営費の補助を行います。	子ども未来課

No.	事業名	事業の概要	担当課
76	町立幼稚園運営	学校教育法に基づき、幼児期にふさわしい生活を展開するなかで様々な体験を通して子どもの心身の発達を促します。令和2年度より3歳児保育の実施、町立幼稚園教育の充実を図ります。	子ども未来課
77	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)・子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)が会員として登録し、育児の相互援助を行うための連絡、調整を行います。今後は、事業の周知を図り、登録会員の拡大に努めます。	子ども未来課
78	未移行幼稚園の利用料及び副食費の補助	幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園の利用料を補助します。また、所得の状況に応じて、副食費の減免を行います。	子ども未来課
79	幼稚園等の預かり保育料の補助	幼稚園及び認定こども園の預かり保育を利用している子どものうち、保育の必要性がある子どもを対象に預かり保育利用料を補助します。	子ども未来課
80	認可外保育施設等の利用料の補助	保育の必要性がある子どもを対象に、認可外保育施設等を利用する3～5歳の子ども及び0～2歳の非課税世帯の子どもの利用料を補助します。	子ども未来課

(2) 教育・保育施設の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
81	教育・保育施設の設備の整備	教育・保育施設の設備については、粕屋町公共施設等総合管理計画及び施設の個別計画に基づき営繕に努めます。また、今後老朽化していく施設については、大規模改修や建替えを検討していきます。	子ども未来課

(3) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携による教育・保育の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
82	教育・保育の充実	保育所、幼稚園、認定こども園で研修を行い教育・保育の充実を図るとともに、保育士、教諭の適切な人員の確保に努めます。	子ども未来課
83	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との交流	交通安全教室の共同開催や職員の人事交流の実施等、幼稚園、保育所、認定こども園の園児と小学生との交流、職員の交流を図ります。	子ども未来課 学校教育課
84	保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の連携	小学校の研究発表会に保育士や幼稚園教諭が参加し、指導内容や指導方法を共に学びあう機会や、学校や幼稚園での人権教育研究会での情報交換、保・幼・小連絡協議会による情報共有等、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との緊密な連携を図ります。	子ども未来課 学校教育課

(4) 学童保育における保育サービスの拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
85	学童保育の充実	保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、全小学校において、専用施設を活用し実施します。今後も利用児童の増加に対応できるよう定員の増加を図ります。	学校教育課
36	障がい児放課後等対策事業(再掲)	小・中学校等の児童・生徒で、学童保育への通所が難しい障がい児をその家族の就業支援や一時的休息(レスパイト)のために、放課後や長期休暇中に福祉センターで一時預かりを行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)

(5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
86	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識啓発	町が率先し、取り組みの模範となるよう「特定事業主行動計画」を策定し、子育て中の保護者の仕事と家庭、個人の生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて推進します。	総務課
87	子育て応援宣言企業登録 ^(※) の促進	2年毎の入札参加資格申請時に、申請事業者が男女共同参画の取り組みや福岡県の子育て応援宣言企業登録等を行うよう、啓発していきます。	総務課

施策の方向性5 子育てにおける男女共同参画の推進

父親が妊娠期から子育てにかかわり、子どもの成長を間近で感じることは、父親にとっても、また子どもにとっても望ましいことです。加えて、父親が子育てに積極的に参加することは、母親の不安感・負担感を軽減します。男女がともに子育てに参画して、子育ての喜びと責任を共有できるよう、意識の醸成と環境づくりを行うことが求められています。

ニーズ調査では、子育ての悩みの相談相手として「配偶者・パートナー」という回答が最も多く、また、父親の子育てを「十分にやっている」と「十分とはいえないが、まあやっている」を合わせた評価は、未就学児童の保護者で約8割、小学生の保護者でも7割半ばに上り、父親が子育てにかかわっていることがうかがえます。また、未就学児童、小学生ともに、父親の子育てが不足している場合では子育ての悩みを配偶者・パートナーに相談できておらず、また、子育てをつらいと感じる割合や不安や負担を感じる割合が高くなる傾向がみられました。

本町では、妊娠期における両親学級を男性も参加しやすい日曜日に実施しており、今後もこの取り組みを継続します。また、男女がともに家事や育児・介護等の家庭責任を担うことの重要性について、理解の向上と意識の醸成を図るために、町民に対する男女共同参画に関する意識啓発や講座の実施、学校における男女共同参画教育を推進します。

(1) 父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充

No.	事業名	事業の概要	担当課
88	父親の子育ての促進	幼稚園、小学校で美化作業やバザー、餅つき等の活動を行っている「おやじの会」等による父親の子育てと保護者同士の交流を促進します。	子ども未来課 学校教育課
49	両親学級(再掲)	妊娠、出産、育児等の正しい知識の普及、妊婦の交流、父親の子育てへの意識啓発を目的として、両親学級を日曜日に実施します。	健康づくり課

(2) 男女共同参画の視点による意識改革

No.	事業名	事業の概要	担当課
89	男女共同参画に関する意識啓発	男女の「性別役割分担意識」にとらわれない意識を醸成していくために、広報紙や講座等あらゆる機会を通じて、男女がともに家事や育児・介護等の家庭責任を担うことの大切さと必要性について、継続的な啓発を行います。	協働のまちづくり課
90	学校における男女共同参画に関する教育	学校での男女共同参画についての教育を充実し、子どもの頃から男女の固定的な役割分担意識にとらわれない意識の醸成に努めます。	学校教育課

基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち

施策の方向性 1 子どもと子育てに安心なまちづくり

子どもが安心してのびのびと遊ぶことができ、また安心して子ども連れで外出ができる環境を整えることは、子育てしやすいまちづくりの重要な課題です。身近で安全な公園の整備や、子どもやベビーカーを押した保護者が安心して通行できる道路環境の整備、公共施設等のバリアフリー^(※)化の推進が求められます。明るく見通しのよい道路環境は、子どもや保護者が様々な活動に参加しやすくなるだけでなく、防犯にもつながります。

ニーズ調査によると、子どもの遊び場について感じていることとして、「雨の日に遊べる場所がない」が、未就学児童、小学生の保護者ともに最も高くなっています。また、未就学児童の保護者が子どもとの外出で困ることとして、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」「歩道の段差等がベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が上位3項目となっています。小学生の保護者では、子育て環境で不満なこと、困ることとして、「通学路が狭い、交通量が多い等道路環境が悪い」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が特に多くなっています。

本町では、平成 28 年度に子どもの遊び場と子育て支援の拠点としてかすやこども館を開館しました。ニーズ調査において、「雨の日に遊べる場所がない」の割合が前回調査より大きく低下する等、かすやこども館の開設が一定の効果を上げていることがうかがえます。今後は、かすやこども館のより一層の機能の充実と適切な運営を図ります。また、地域の公民館の保護者の交流の場や子どもの学びの場としての活動を支援します。公園や遊具の安全確保、道路の安全対策に努めるとともに、交通マナー向上の啓発や地域での防犯活動への支援を行います。また、公園や公共施設のバリアフリー化に配慮し、必要に応じて整備を検討します。

(1) 公園・遊び場の充実

No.	事業名	事業の概要	担当課
91	かすやこども館 運営管理事業	子どもと子育て支援の拠点として、子どもの遊び・学習・体験の場、親子の交流の場、中高生の居場所や子育てボランティアの活動の場、学校や家庭での悩みの相談の場、子育て情報の発信の場を提供しています。今後も利用者(子ども、保護者、ボランティア等)のニーズを把握しながら、事業を展開していきます。	子ども未来課
92	地域公民館等の活用	親子で気軽に集える親子サロンの開催について、地域の公民館を活用して充実を図ります。また、寺子屋活動として各公民館で企画、運営する小学生以上を対象とした学習補助活動、工作活動を支援します。	子ども未来課 社会教育課
93	公園の整備	今後の公園のあり方について、公園・遊具を利用している区内住民等の声を聴きながら、適切な公園の維持管理や遊具等の安全性の確保に努めます。	都市計画課

No.	事業名	事業の概要	担当課
94	開発や土地区画整理事業による公園等の確保	開発や土地区画整理事業に際し、地域住民等の憩いの場となり、子どもたちの安全な遊び場となる公園・緑地について、確保・整備の指導を行います。	都市計画課

(2) 事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
95	関係機関の連携による情報共有	保育所、幼稚園、認定こども園、学校、学童保育所等関係機関の連携体制を整備し、不審者情報等の情報の共有を図り、子どもの安全確保に努めます。	子ども未来課 学校教育課 協働のまちづくり課
96	防犯活動に関する環境の整備	登下校時の子どもの安全確保のため、防犯ブザーの全児童配付や、防犯パトロール車(青パト)による巡回を行うとともに、自主的な巡回や子どもの見守り活動に対し支援を行います。今後も、地域住民による自主的な活動を促すとともに、防犯設備の充実を図ります。	協働のまちづくり課
97	子ども110番の家、粕屋町「まちの駅」活動の促進	子どもたちを犯罪から守り、安全を確保する「子ども110番の家」や交流・トイレ・休憩機能がある「まちの駅」を通して、子どもや高齢者にやさしいセーフティネット(セーフティステーション)の活動を進め、事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくりに努めます。	地域振興課 (商工会) 社会教育課
98	交通安全環境整備	学校、PTA、行政区等の要望等に対し、随時対応していきます。また、通学路を重点整備区域とし、安全対策に努めていきます。	道路環境整備課 学校教育課 協働のまちづくり課
99	交通安全に対する意識の高揚	子どもの安全で快適な日常生活を確保するため、交通安全教室、自転車教室等を開催し、交通安全に対する意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。また、子どもを交通事故から守るため、保護者や地域の街頭立番協力者にベスト・帽子・横断旗を提供し、交通安全活動を進めます。	協働のまちづくり課 子ども未来課 学校教育課
100	子どもと子育て家庭に配慮した公共施設の整備	バリアフリーに対応した公園整備を段階的に検討していきます。また、子どもや子ども連れの保護者等の歩きやすい安全な歩道や道路の整備を関係課、関係機関との調整を図りながら必要に応じて検討します。	都市計画課 道路環境整備課

施策の方向性2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

子育ての基本は家庭にあります。保護者だけで子育てのすべてを行えるものではなく、地域や社会で子育てを支え、子どもの育ちを見守ることが必要です。また、子どもが社会性や豊かな感性を身につけるためには、多様な遊びや多くの人との交流が必要です。しかしながら、核家族化や少子化、人の移動の増大やライフスタイルの変化等により、子どもが様々な人々と交流する機会が少なくなっています。保護者にとっても、気軽に子育ての悩みを相談したり、子育てについて学びあったりする地域の人間関係は大切であり、身近な場である地域でのつながりを推進する必要があります。

ニーズ調査によると、未就学児童の保護者の8割以上が粕屋町に今後も住み続けたいと回答していますが、他に移りたいという保護者の25.4%が、その理由として「親戚・知人・友人がいない」をあげています。また、「子育て応援団」の活動に今後参加してみたいという未就学児童の保護者は3割強で、子どもの年齢が低いほど参加意向が高くなっています。

本町では、町内で実施される祭りやイベントへの支援を行い、子どもたちの積極的な参加を促しています。今後もこれらの支援を継続し、地域の交流を促進します。地域の公民館やイベントを活用して世代間交流を図り、子ども会活動への援助等ネットワークづくりを促進します。また、住民と行政が協働して子育て支援を行っている「子育て応援団」の活動への支援を継続するとともに、活動内容の充実を図ります。さらに、かすやこども館において子育て支援にかかわるボランティア育成の講座を開催する等、地域で子育てを支える人材の育成に努めます。

(1) 地域における相互交流・世代間交流の促進

No.	事業名	事業の概要	担当課
101	かすや子どもの日 🌀つしよいフェスタ の開催	“大人も子どもも元気になろう”をスローガンに、かすやこども館で行政・保育所・幼稚園・認定こども園・子育て応援団等のボランティアが一体となり、手作りの子どもまつりを開催し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。	子ども未来課
102	幼稚園発表会 (招待)	世代間交流を目的として、幼稚園において毎年12月に地域の高齢者を招き、発表会を行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会) 子ども未来課
92	地域公民館等の 活用(再掲)	親子で気軽に集える親子サロンの開催について、地域の公民館を活用して充実を図ります。また、寺子屋活動として各公民館で企画、運営する小学生以上を対象とした学習補助活動、工作活動を支援します。	子ども未来課 社会教育課

(2) 子どもに関する諸団体のネットワークづくり

No.	事業名	事業の概要	担当課
103	子ども会育成会支援	子ども会及び子ども会育成会が地域の子どもを取り巻くネットワークの核となるよう活動の活性化を支援します。また、ジュニアリーダー育成に係るスタッフの研修等を行い、支援内容の充実を図ります。	社会教育課
104	子育て応援団委託事業	住民と行政が協働して子育て支援を行う「子育て応援団」の活動を支援します。活動内容の見直しを行い、さらに活動を充実していきます。	子ども未来課

(3) 子育て支援者・ボランティアの育成

No.	事業名	事業の概要	担当課
105	子育て支援ボランティアの育成	かすやこども館において、子育て支援ボランティア育成のための講座等を開催します。また、ボランティア同士の交流や情報の共有を図ります。	子ども未来課
106	学生ボランティアの育成	「子育て応援サロン」での支援活動を通して、高校生、大学生を中心とした学生ボランティアの育成を行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会) 協働のまちづくり課

施策の方向性3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進

子どもはこれからの社会を担う存在であり、未来をつくる力です。子どもの育ちと子育てを地域や社会全体で見守り育むことが重要です。子ども・子育て支援法に基づく基本指針においても、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要だとされています。

本町では、「かすや子どもの日」を定めて各種団体や行政が連携して子育てに関する啓発行事を開催しています。また、住民と行政が協働して子育て支援を行う「子育て応援団」が結成され、様々な活動を実施しています。

ニーズ調査によると、未就学児童の保護者では、「子育て応援団」の認知は3割にとどまったものの、「親子料理教室」「地域公民館等で親子サロンの開催」「子育てネット（子育て情報誌）の配布」「保育所等でプレーパークの開催」等子育て応援団が実施している事業の利用意向は高くなっています。

今後は、「㊦っしょいフェスタ」のイベント等を通じ、粕屋町全体で子どもと子育て家庭を見守り支援するという意識のより一層の醸成を図ります。また、県の事業である「子育て応援の店^(※)」や、児童福祉月間についても、啓発と周知に努めます。「子育て応援団」等の住民と行政との協働による子育て支援の充実や、地域と連携しての子育て支援を推進します。

(1) 啓発活動の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
107	子育てに関する啓発の推進	かすや子どもの日に、「子どもを慈しみ、育む輪を広げましょう」を目的として「㊦っしょいフェスタ」を実施し、子どもの発表等のイベントを通じて、地域で子どもを育てることの重要性について、住民へ啓発を行います。	子ども未来課
108	県事業「子育て応援の店」の周知	子ども連れの親子にやさしい店として子育て家庭を応援する県事業「子育て応援の店」について、周知していきます。	子ども未来課
109	児童福祉月間の周知	児童福祉の理念の普及・啓発を図るため、5月の児童福祉月間に合わせ社協掲示板と町内掲示板等に区を通じポスターを貼付し、啓発活動を行います。	介護福祉課 (社会福祉協議会)

(2) 住民参加の推進

No.	事業名	事業の概要	担当課
110	地域との連携による子育て支援	地域の敬老会への参加や幼稚園の発表会への高齢者の招待、ゆうゆうサロンとの交流等、地域の高齢者との交流を図ります。今後も様々な機会を通して世代間交流に努めます。	子ども未来課
104	子育て応援団委託事業(再掲)	住民と行政が協働して子育て支援を行う「子育て応援団」の活動を支援します。活動内容の見直しを行い、さらに活動を充実していきます。	子ども未来課

4 各施策の成果指標

計画の着実な推進を図るためには、「いつまで」「何を（どう）するか」という成果指標を設定し、その目標値をできるかぎり実現するよう努力していかなければなりません。そこで、本計画の目標年度である令和6年度を目標とし、各施策の実施について評価・改善・検討のための成果指標を定めます。本計画で成果指標を定めている事業を各基本方針別に掲載しています。

基本方針Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち

No.	事業名	成果指標	目標値(令和6年度)	担当課
1. 子どもの最善の利益を守る				
1	青少年育成・人権教育の啓発	三本大会開催回数	1回/年	社会教育課
2	人権を尊重する町民のつどい	開催回数	1回/年	社会教育課
4	教職員等への人権研修の推進	町職員への人権研修の開催回数	1回/年	子ども未来課 学校教育課 社会教育課 総務課
		保育所・幼稚園・認定こども園・学校教職員への学人研による研修の開催回数	全員研究会 2回/年 研究部会 4回/年 全員学習会 1回/年	学校教育課 社会教育課
5	子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭支援員、虐待対応専門員の配置	専門職員3名	子ども未来課
7	関係機関の連携強化	実務者会議の開催回数	6回/年	子ども未来課
10	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実	スクールカウンセラーの配置人数 スクールソーシャルワーカーの配置人数	スクールカウンセラー 4名 スクールソーシャルワーカー3名	学校教育課
11	教育相談室による相談機能の充実	教育相談室に相談員配置人数	2名	学校教育課

No.	事業名	成果指標	目標値(令和6年度)	担当課
2 子どもの健康・保健事業の充実				
13	乳幼児健診	乳幼児健診受診率と把握率	受診率:100% 把握率:100%	健康づくり課
14	育児相談	赤ちゃん相談開催回数	12回/年	健康づくり課
15	乳児家庭全戸訪問	乳児家庭全戸訪問率	100%	健康づくり課
19	幼児の個別療育支援	「こんぺいとう」での療育幼児数	110人	健康づくり課
20	幼児の集団療育支援	「つくしんぼ」での療育幼児数	30人	健康づくり課
		「さくらんぼ」での療育幼児数	45人	
21	発達障がい児等に関する連携支援の充実	保育所・幼稚園・認定こども園の園長会での説明会開催回数	2回/年	健康づくり課
		小学校新一年生の連絡会開催校数	町内4校	学校教育課 健康づくり課
23	発達相談 (運動発達相談、発達相談、言語相談)の充実	運動発達相談を受けた人数	30人	健康づくり課
		発達相談を受けた人数	1,000人	健康づくり課
		言語相談を受けた人数	150人	健康づくり課
25	年長児相談会	参加率	100%	健康づくり課

No.	事業名	成果指標	目標値(令和6年度)	担当課
3 豊かな心を育む教育の推進				
26	年齢に応じた本に親しむ取り組みの推進	おはなし会実施回数	回数 150 回/年 参加人数 4,600 人	社会教育課
27	ブックスタート事業・ブックスタートフォローアップ事業	10 か月児健診時ブックスタートパック配布率	配布率 100%	子ども未来課
		3歳児健診対象者ブックスタートフォローアップ事業参加率	参加率 50%	社会教育課
28	保育所、幼稚園、認定こども園における文化芸術に触れる機会の提供	保育所・幼稚園・認定こども園での観劇会開催回数	1回/年	子ども未来課
29	子どもの読書の推進	講演会開催回数	2回/年	社会教育課
		上映会開催回数	4回/年	社会教育課
		工作教室開催回数	4回/年	社会教育課
		図書館員体験開催回数	2回/年	社会教育課
		原画展開催回数	1回/年	社会教育課
30	子どもが参加する生涯学習センター事業の推進	夏休みこども体験教室参加者数	参加者数 300 人以上	社会教育課
34	適切な進路指導・相談支援	教育支援委員会開催回数	7回/年	学校教育課
37	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)親子交流事業	開催回数	1回/年	介護福祉課(社会福祉協議会)
39	歴史教育の推進	歴史教育受講者数	延べ 700 人以上/年	社会教育課
40	福祉体験教室	開催回数 参加者数	1回/年 70 人	介護福祉課(社会福祉協議会)
42	地域人材の派遣	地域人材年間派遣数	延べ 300 人/年	社会教育課
43	社会体育行事	粕屋町総合体育館こども教室の参加人数 粕屋町ジュニア団体の参加人数	延べ 3,300 人/年 延べ 1,400 人/年	社会教育課
45	地域通学合宿	通学合宿実施分館数	2分館	社会教育課

基本方針Ⅱ 安心して楽しく子育てができるまち

No.	事業名	成果指標	目標値(令和6年度)	担当課
1 安心して出産・子育てできる環境の整備				
49	両親学級	日曜パパとママのたまご学級開催回数	4回/年	健康づくり課
51	経済的支援制度の周知	児童手当制度について広報紙に掲載回数	3回/年	総合窓口課
52	子ども医療費助成	制度の周知と対象者への医療証の交付	100%	総合窓口課
2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化				
58	かすやキッズネット発行	発行回数	12回/年	介護福祉課(社会福祉協議会)
5	子ども家庭総合支援拠点の設置(再掲)	子ども家庭支援員、虐待対応専門員の配置	専門職員3名	子ども未来課
10	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談機能の充実(再掲)	スクールカウンセラーの配置人数 スクールソーシャルワーカーの配置人数	スクールカウンセラー 4名 スクールソーシャルワーカー3名	学校教育課
11	教育相談室による相談機能の充実(再掲)	教育相談室に相談員配置人数	2名	学校教育課
13	乳幼児健診(再掲)	乳幼児健診受診率と把握率	受診率:100% 把握率:100%	健康づくり課
14	育児相談(再掲)	赤ちゃん相談開催数	12回/年	健康づくり課
15	乳児家庭全戸訪問(再掲)	乳児家庭全戸訪問率	100%	健康づくり課
3 子育てについての学習と交流の充実				
60	育児教室の実施	赤ちゃん体操教室開催回数	12回/年	健康づくり課
		もぐもぐ離乳食教室開催回数	12回/年	健康づくり課
61	親子サロンの充実	ボランティア研修会の開催回数	2回/年	子ども未来課
66	ハッピーエンジェルの会	多胎児・未熟児の保護者交流会開催回数	3回/年	健康づくり課
4 子育てと仕事や他の活動との両立支援				
75	届出保育施設運営費補助	補助交付か所数	4か所	子ども未来課
5 子育てにおける男女共同参画の推進				
49	両親学級(再掲)	日曜パパとママのたまご学級開催回数	4回/年	健康づくり課

基本方針Ⅲ 子どもを見守り、育むまち

No.	事業名	成果指標	目標値(令和6年度)	担当課
1 子どもと子育てに安心なまちづくり				
91	かすやこども館運営管理事業	かすやこども館利用者数	延べ 58,000 人/年	子ども未来課
99	交通安全に対する意識の高揚	幼稚園、保育所、小学校で交通安全教室の開催回数	全幼稚園・保育所・小学校で1回/年	協働のまちづくり課 子ども未来課 学校教育課
		小学4年生を対象の自転車教室実施	各小学校で1回/年	
2 地域における交流・ネットワークづくりの促進				
101	かすや子どもの日 🌀っしょいフェスタの開催	かすや子どもの日 🌀っしょいフェスタ開催回数	1回/年	子ども未来課
103	子ども会育成会支援	ジュニアリーダー数	60 人	社会教育課
106	学生ボランティアの育成	延べ学生ボランティア数	延べ 150 人	介護福祉課(社会福祉協議会) 協働のまちづくり課
3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進				
109	児童福祉月間の周知	児童福祉月間の啓発ポスター掲示の回数	1回/年	介護福祉課(社会福祉協議会)

第 5 章

教育・保育及び地域子ども ・子育て支援事業の提供体制



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国の定めた「量の見込みの算出等の手引き」に基づき、令和元年に実施した「粕屋町子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえて量の見込みを算出し、提供区域を以下のように設定して、教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

国「基本指針」では、地理的条件や人口、地域の交通事情等の社会的条件、教育・保育及び子育てに係る施設・事業等の社会資源の状況及び住民ニーズ等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとしています。

本町では、粕屋町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供の体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

(1) 定期的な教育・保育事業の確保策の考え方

未就学児童の保護者を対象として実施したニーズ調査により幼稚園、保育所等の現在の利用状況や潜在的利用希望を含めて推計した「量の見込み」に対する各施設の利用定員を定めて提供体制の確保を図ります。

子ども・子育て新制度では、就学前の子どもについて「保育の必要性の事由、保育の必要量（保育利用時間）」等の認定を市町村が行います。認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	地域型保育施設

なお、保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法の第 19 条の規定により以下の「保育の必要性の事由」に該当することが必要です。また、保育の必要量（保育の利用時間）については、国の対応方針に就業時間の下限を 48 時間～64 時間の間で定めることとしています。本町では保育標準時間（1 日 11 時間まで）の場合、月あたり 120 時間以上の就業時間とし、保育短時間（1 日 8 時間まで）の場合は、就業時間の下限を月あたり 64 時間とします。

■保育の必要性の事由■

小学校就学前の子どもの保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合

- ① 1 月あたり 48 時間から 64 時間までの範囲を下限として月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。（10 年間の経過措置あり）（※）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がい有していること。
- ④ 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類するものとして市町村が認める場合。

※フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的に全ての就業に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就業は除く。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む）

(2) 教育・保育事業の提供体制

①概要

認可保育所・地域型保育施設は、仕事や病気等のため、家庭で保育ができない保護者に代わって小学校就学前の子どもを保育する施設です。現在、本町には認可保育所が9園あり、認定こども園は1園です。この他に、事業所内保育施設1園、小規模保育施設1園、届出保育施設7園、企業主導型保育施設4園となっています。幼稚園は、町立幼稚園が4園あります。

②確保に向けての対応策

令和2年度～令和6年度を通して、量の見込みに対する定員は充足している状況となっていますが、教育・保育の無償化によるニーズの上昇も見込みながら、今後の動向を見極めていきます。

■量の見込みと提供体制

(人)

	2年度				3年度				4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳児	1, 2歳児			0歳児	1, 2歳児			0歳児	1, 2歳児	
量の見込み (a)	654	920	138	420	675	949	138	400	642	901	132	418	
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(*1を除く)	370			360				350				
	特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)		797	139	424		877	146	457		877	146	457
	確認を受けない幼稚園(*1を除く)												
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)*1	284	60			315	36			292	20		
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)												
	長時間預かり保育運営費支援事業												
	届出保育施設*2												
	企業主導型保育施設の地域枠*3		23	6	20		36	15	37		36	15	37
	特定地域型保育			17	42			17	42			17	42
	小規模保育			5	14			5	14			5	14
	家庭的保育												
居宅訪問型保育													
事業所内保育			12	28			12	28			12	28	
(b) - (a)	0	△40	24	66	0	0	40	136	0	32	46	118	

	5年度				6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳児	1, 2歳児			0歳児	1, 2歳児	
量の見込み (a)	661	929	137	409	639	898	137	408	
確保の方策 (b)	特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)(*1を除く)	350			350				
	特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)		877	146	457		877	146	457
	確認を受けない幼稚園(*1を除く)								
	幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)*1	311	20			289	10		
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)								
	長時間預かり保育運営費支援事業								
	届出保育施設*2								
	企業主導型保育施設の地域枠*3		36	15	37		36	15	37
	特定地域型保育			17	42			17	42
	小規模保育			5	14			5	14
	家庭的保育								
居宅訪問型保育									
事業所内保育			12	28			12	28	
(b) - (a)	0	4	41	127	0	25	41	128	

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

地域子ども・子育て支援事業は、以下の事業となっています。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行う等柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業

子どもと保護者が身近な場所で、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整を行います。

現在、かすやこども館と子育て世代包括支援センターにおいて事業を実施しており、今後も継続していきます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育て支援に関する情報提供や子育てに関する悩み等の相談を通して、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる場の提供について、量の見込みに対応する確保を目指します。

③妊婦健康診査

妊婦に対し医療機関等において、14回分の費用の一部を負担する妊婦健康診査補助券を配布し、健診を受けてもらい、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋がっていきます。

量の見込みに対応した確保ができており、現行の体制を維持します。

④乳児家庭全戸訪問事業

子育て家庭の孤立を防ぐため、保健師又は助産師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

量の見込みに対応できる現行の体制を維持し、職員の資質向上のための研修を充実していきます。

⑤養育支援訪問事業

子どもの養育が困難と認められる養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、虐待予防及び当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

量の見込みに対応できる現行の体制を維持し、適切な支援を実施していきます。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、出張、育児不安等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や乳児院で子どもを預かり、必要な保護を行います。

ニーズ調査による量の見込みはありませんでしたが、潜在的なニーズを鑑み、提供体制の確保について検討していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

量の見込みに対して一定程度の確保を図ることを目指します。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かります。

子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かる事業や、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

1) 幼稚園による一時預かり

幼稚園による一時預かりについては、現在幼稚園で預かり保育事業として実施しています。新制度の実施に伴い幼稚園型の一時預かり事業として実施となります。

量の見込みに対して、幼稚園型の一時預かり事業として確保することを目指します。

2) その他の一時預かり

その他の一時預かりについては、幼稚園による一時預かりを除く上記の一時預かり事業とファミリー・サポート・センター事業をあわせて確保することとしています。

量の見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充とファミリー・サポート・センター事業の会員の拡大を中心に、確保することを目指します。

⑨延長保育事業(時間外保育)

保護者の就業状況等により、認定こども園、保育所等において通常の保育時間を延長して保育を行います。保育所等において、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。

量の見込みに対して、現在の確保策で対応できている、今後のニーズ量の動向を確認しながら保育所での実施により確保することを目指します。

⑩病児保育事業

家庭で保育が困難な病気の子どもを、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

量の見込みに対応できる現行の体制を維持し、今後の利用動向を把握しながら適切な支援を実施していきます。

⑪学童保育事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により放課後等に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課

後等に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

本町では、各小学校に専用施設を設置して小学6年生までの児童を受け入れて実施しています。増加する児童数に伴い申込数も増加しており、令和2年度から2クラブ80名の定員増を図り、事業の拡充を図ります。ただし、依然として定員を超えた申込みがあり、今後も定員拡充を検討していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定子ども・子育て支援施設等（町の確認を受け、施設等利用給付費を受ける教育施設）に対して保護者が支払うべき副食費等を助成します。現在、この事業を実施しており、今後も継続していきます。

⑬子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性向上に向けた取り組み、ケース記録や進行管理台帳の電子化等を検討していきます。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業に新規に参入する事業者に対する相談・助言等巡回支援、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業等。

※ ⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、現在粕屋町では実施の予定はありません。今後、本町の状況を勘案したうえで支援のあり方や事業の必要性も含めて検討していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

		単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
利用者支援事業	量の見込み	実施か所数	2	2	2	2	2	
	確保策	実施か所数	2	2	2	2	2	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	3,718	3,597	3,653	3,639	3,635	
	確保策	実施施設数	6	6	6	6	6	
		利用児童数(延べ)	3,718	3,597	3,653	3,639	3,635	
妊婦健康診査	量の見込み	妊婦健康診査補助券 使用件数	9,268	9,492	9,520	9,450	9,576	
	確保策	妊婦健康診査補助券 使用件数	9,268	9,492	9,520	9,450	9,576	
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	出生数	662	678	680	675	684	
	確保策	実施件数	662	678	680	675	684	
養育支援訪問事業	量の見込み	訪問件数(延べ)	185	190	250	255	260	
	確保策	訪問件数(延べ)	185	190	250	255	260	
子育て短期支援事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	0	0	0	0	0	
	確保策	利用児童数(延べ)	利用の希望があった場合は、県所管の乳児院や児童養護施設等での対応を検討します。					
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) 小学校児童	量の見込み	利用児童数(延べ)	150	151	150	145	145	
	確保策	利用児童数(延べ)	150	151	150	145	145	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	利用児童数(延べ)	8,309	8,572	8,144	8,392	8,110	
	量の見込み	利用児童数(延べ)	19,054	19,656	18,675	19,244	18,597	
	確保策	利用児童数(延べ)	27,363	28,228	26,819	27,636	26,707	
一時預かり事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	2,274	2,262	2,229	2,255	2,218	
	保育所	確保策	利用児童数(延べ)	2,232	2,220	2,187	2,213	2,176
	ファミリー・サポート・ センター事業	確保策	利用児童数(延べ)	42	42	42	42	42
延長保育事業(時間外保育)	量の見込み	利用児童数	702	701	689	698	686	
	確保策	利用児童数	734	734	734	734	734	
病児保育事業	量の見込み	利用児童数(延べ)	464	463	456	461	454	
	確保策	利用児童数(延べ)	720	720	720	720	720	
学童保育事業(放課後児童クラブ)		利用児童数合計	693	691	711	696	733	
小学1年	量の見込み	利用児童数	253	240	255	231	281	
小学2年	量の見込み	利用児童数	207	224	214	227	207	
小学3年	量の見込み	利用児童数	161	157	172	162	173	
小学4年	量の見込み	利用児童数	66	64	62	69	65	
小学5年	量の見込み	利用児童数	6	6	8	7	7	
小学6年	量の見込み	利用児童数	0	0	0	0	0	
	確保策	利用児童数	640	640	640	640	640	
	確保策	クラブ数	状況を見て検討します。					
	確保策	クラブ数	16	16	16	16	16	

第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 庁内推進体制の確立

本計画の子どもと子育てにかかわる施策は、教育・保育、保健福祉、安全・安心のまちづくり、男女共同参画等、様々な分野にわたっています。これらの施策を効率的・総合的に推進するためには、庁内全体での連携による取り組みが必要です。

計画の推進にあたっては、子ども未来課を中心に関係各課で構成する全庁的な推進体制を整え、国、県、関係機関との連携を図りながら、総合的、計画的に推進していきます。

2 地域の連携と協力による取り組みの推進

本計画の推進にあたっては、子育て当事者の意見や地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた取り組みが求められています。また、学校や家庭、地域がそれぞれの役割と責任を担い、地域全体で子育てを見守る体制づくりを目指す必要があります。

地域の自治会や子ども会育成会、保育所、幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、PTA、ボランティア団体、商工会等が、相互に連携・協力しながら、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援していきます。

3 計画の点検・評価

本計画の策定にあたっては、第1期計画の策定時に設置した教育・保育関係者や子どもの保護者、地域の諸団体や子育て支援の関係者からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を継続して設置しており、本計画についても進捗状況の点検、評価と検証を行います。

この粕屋町子ども・子育て会議による点検・評価の結果を受けて、必要に応じて見直しを行いながら、本計画の着実な推進を図ります。

付属資料



1 粕屋町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 24 日条例第 23 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、粕屋町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

[法第 77 条第 1 項各号]

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選任されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第 7 条 子育て会議に必要な応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長が必要と認めるときには、委員以外の者も構成員に加えることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、住民福祉部子ども未来課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 粕屋町子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成31年4月23日～令和3年4月22日

氏名	所属団体及び役職		
富永 明子	西日本短期大学保育学科 教授	子ども・子育て会議	会長
伴 世津子	民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員	副会長
伊東 和範	小・中学校 校長会	大川小学校 校長	
長 順子	町民代表	子育て応援団 代表	
上田 朝子	町民代表		
吉田 純一	町民代表	一般公募 (こども館運営協議会 委員)	
西岡 巖	認定こども園代表	はこぶね認定こども園 園長	
井中 卓生	私立保育園代表	星の子保育園 園長	
山内 美和子	公立幼稚園代表	中央幼稚園 園長	
有隅 志津代	公立保育所代表	西保育所 園長	
吹上 悦代	学校教育課	学童保育担当	
田中 美智子	健康づくり課 保健師	母子保健担当	
中川 理恵	子ども未来課 保健師	要保護児童担当	
船越 美由紀	子ども未来課	ファミリー・サポート・センター アドバイザー	

(順不同)

3 第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年	回	開催日	議題
平成31年	第1回	4月23日 (火)	第1回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 粕屋町の現状について (2) 計画策定のスケジュール(会議日程・議題) (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査票(案) ・未就学児童の保護者調査 調査票 ・小学校児童の保護者調査 調査票 (4) その他
令和元年		5月10日 (金) ～ 5月31日 (金)	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 ・未就学児童世帯 2,000世帯 ・小学校児童世帯 2,000世帯
		7月22日 (月) 9月12日 (木)	団体グループインタビューの実施 ○かすやこども館子ども部会 小学生5名、中学生1名 ○かすやこども館子育て応援団 読み聞かせチーム・父親の育児参加チーム・子育てねっと 健やかな育ちチーム・公民館活用チーム・託児チーム
	第2回	9月17日 (火)	第2回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査分析結果 ・粕屋町の特徴と課題 (2) 前期計画の成果と課題 ・成果指標の進捗状況まとめ (3) 第2期子ども・子育て支援事業計画構成(案) ・第2期計画の体系及び骨子(案) (4) その他 粕屋町で大切なこと・問題と感ずること(宿題シート)
	第3回	11月11日 (月)	第3回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画：基本構想(案) (2) 教育・保育及び地域子育て支援事業について アンケート調査によるニーズ量推計結果 (3) 委員ワークショップ(意見交換) ・粕屋町の子ども・子育て支援における課題 ・第2期計画で重要な取り組み (4) その他

年	回	開催日	議題
令和2年	第4回	12月16日 (月)	第4回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) 第2期子ども・子育て支援事業計画：実施計画(案) (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の成果指標 (3) 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保策について (4) 計画の推進に向けた重点的取り組み 委員ワークショップによる重点的取り組み (5) その他
		1月17日 (金) ～ 2月17日 (月)	第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画について パブリックコメントの実施
	第5回	3月2日 (月)	第5回 粕屋町子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント結果について 計画への意見と回答について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画(案)の確定 (3) その他

4 粕屋町子ども・子育て会議ワークショップによる提案

～粕屋町における子どもと子育て支援の課題と取り組み～

今回のワークショップを通して、粕屋町の子ども・子育て支援における現状や今後の課題が明らかになりました。委員の皆さんが意見を出し合い、第2期計画で取り組むべき課題と関係する計画の取り組みをまとめました。

関係する取り組みの番号「I」は計画の基本方針、「1」及び「(1)」は施策の方向を表しています。

Aグループ

■取り組むべき課題1 支 援

- ① 保護者への支援 ② 子どもへの支援

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

I - 1 子どもの最善の利益を守る

- (1) 子どもの権利に関する啓発 (2) 人権教育の推進
(3) 児童虐待の早期発見、虐待防止への支援体制
(4) 配慮や支援を必要とする子どもへの支援

I - 2 子どもの健康・保健事業の充実

- (1) 子どもの健康づくり支援 (2) 障がいのある子どもの療育支援

II - 1 安心して出産・子育てできる環境の整備

- (1) 安心して出産・子育てできる支援の充実 (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減
(3) ひとり親家庭への支援

II - 2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

- (1) 子育てに対する相談体制の充実 (2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実

〈委員ワークショップで出された意見〉

	課題	背景・理由
保護者	保護者の居場所づくり 相談相手づくり、ひとり親（経済面、精神面での支援）	虐待防止 親の心の豊かさは子どもにつながっていく。
	多様な家族のあり方に適用できる支援 ひとり親のニーズに応じる保育サービス（延長・休日保育等時間外対応、病児、デイケアなど）や親の就学支援など	ひとり親家庭は割合上は少ないため、ひとり親家庭が抱えがちな問題、ニーズが見落とされやすくなる。地域全体ではニーズが少ないようでも当事者にとっては切実である。育児困難やマルチトリートメント防止として重要。
	ひとり親家庭の保護者への就業サポートひとり親家庭の子どもへの就学サポート	ひとり親家庭は子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っているため、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加、男女の賃金格差等の雇用分野をはじめとした社会が抱える課題の影響を顕著に受ける。厳しい状況に立たされているといえる。

課題		背景・理由
子ども	発達相談の充実	相談件数の多さから需給バランスが悪く、相談の機会、窓口を増やすことも必要と思う。相談内容を検討してニーズを抽出したうえで求められることを手厚くする必要がある。
	支援を必要とする子どもへの関わりと支援の継続を密にしていくこと	支援を必要としている子どもについて、未就学児は健康センターでの対応、就学してからは学校教育課での対応となり、担当が変わることで情報や関わりが途切れてしまっていると感じることがある。今までの経緯や支援法、保護者の様子などを継続させていくことが支援として大切であると考えている。
	療育センターの拡充	支援を要する子、障がい児のみならず、判定のつかないグレーゾーンの子、家庭問題を抱えた子が近年急激に増加しているため。

■取り組むべき課題2 情報発信 アウトリーチ

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅱ - 2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

(1) 子育てに対する相談体制の充実 (2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実

Ⅱ - 3 子育てについての学習と交流の充実

(1) 親同士の交流機会の拡大を図る (2) 育児サークル活動の支援

(3) 子育て等に関する学習機会の充実

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
情報発信の充実	HPだけでは閲覧数が少ない。今後SNSの活用が必要になりそうだから。
かすやこども館を拠点としたアウトリーチ活動	児童館ガイドラインで明記されている。公民館に出向いての活動、小・中学校とのコラボ事業など町全体の活動として広げていく必要がある。



■取り組むべき課題3 保育施設の充実

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅱ - 4 子育てと仕事や他の活動との両立支援

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園等におけるサービスの充実 (2) 教育・保育施設の充実
 (3) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携による保育・教育の充実
 (4) 学童保育における保育サービスの拡充 (5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
学童保育の充実	これからニーズが増える低学年の受け入れを拡充する。
認可保育所又は認定こども園の増設・新設	保育料無償化に伴い、保育所への入所ニーズは増しているが、町内、特に公立保育所は老朽化が激しく、職員不足もあり、待機児童も受け入れることが難しい。幼稚園の入所希望は低下しているため、統廃合を含め、認定こども園などの新設が必要と考える。

■取り組むべき課題4 人材確保

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅱ - 4 子育てと仕事や他の活動との両立支援

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園等におけるサービスの充実 (2) 教育・保育施設の充実
 (3) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携による保育・教育の充実
 (4) 学童保育における保育サービスの拡充 (5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実

Ⅲ - 2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

- (1) 地域における相互交流・世代間交流の促進
 (2) 子どもに関する諸団体のネットワークづくり (3) 子育て支援者・ボランティアの育成

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
子育て応援団の会員数増加と活動の充実	新会員が少ない。親子サロンの閉鎖（現在8か所）あり。チームによって活動回数のばらつきが多い。
子育て支援施設（保育所、幼稚園等）の職員確保のための手立て	現在、保育所、幼稚園ともに有資格者を募集しても全く集まらない状態で、現場は疲弊している。福岡市が住居手当をつけるなどして人員の確保に躍起になっているので、なおさらである。人材・人員不足は子育て支援の大きな足かせとなっている。早急な対策が必要と思う。

■取り組むべき課題5 家族のあり方

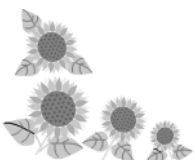
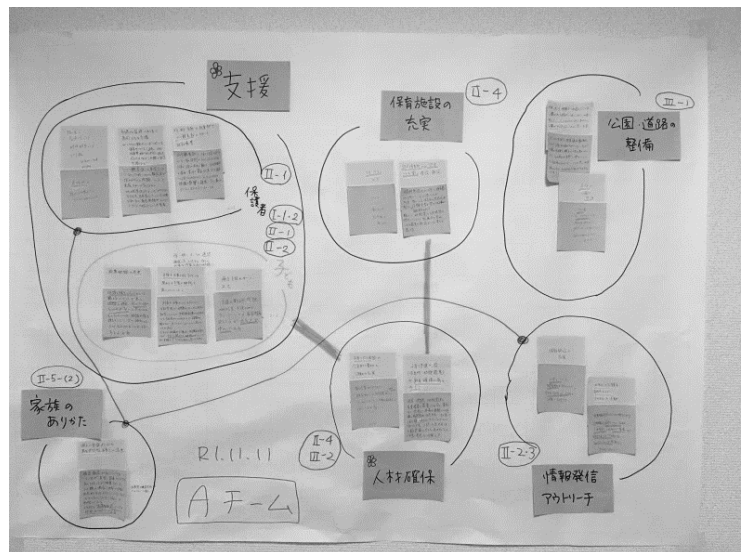
○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅱ - 5 子育てにおける男女共同参画の推進

(2) 男女共同参画の視点による意識改革

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
個々の家庭内での男女共同参画型の子育ての促進	核家族率が高いことから“ワンオペ”育児、家事のリスクも高くなることが推察される。二人親の場合、旧型の固定的性別役割分担の生活スタイルによるストレスはより高くなり、子育てにも影響が出る。行政の協業型家族イメージの啓発やサポートが必要。



■取り組むべき課題6 公園・道路の整備

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅲ - 1 子どもと子育てに安心なまちづくり

(1)公園・遊び場の充実 (2)事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
現在はないところに公園を整備 公園は、中央・大川・仲原小学校近くにはあるが、マンションの多い西の方にはほとんどない	マンション生活、核家族や転勤等で、子育て中でも友達がいらない人も親子で体を動かしたり、子ども同士が自然に仲良くなったりする場・公園等があればいいと思う。歩いて行ける距離に公園があるといい。
道路や公園の整備	渋滞がある。道がクネクネ、ボコボコしている。ベビーカーでも歩きづらい。安心して子どもを外に出せない。

Bグループ

■取り組むべき課題1 子どもの権利

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

I - 1 子どもの最善の利益を守る

(1)子どもの権利に関する啓発

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
子ども自身が大人に守られている、権利があることを自覚できるような取り組み（逆に子ども自身が守られていないのではないかと、気がつくきっかけとなる取り組み） 同時に自分の身を自ら守るような公的な仕組みが必要	虐待防止につながる。 自分が守られていることを自覚することで他者の権利を尊重できるのではないか。

■取り組むべき課題2 発達障がい児についての問題

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

I - 2 子どもの健康・保健事業の充実

(2) 障がいのある子どもの療育支援

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
発達障がい児についての取り組みの推進	健康センター、こども館での子どもの発達についての相談件数が増えていること。現場の先生方からも対応に苦慮することがあるとの意見も聞いた。

■取り組むべき課題3 情報発信・啓発

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

II - 2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

(2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実

III - 3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進

(1) 啓発活動の推進

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
健康づくり課が行っている両親学級（日曜パパとママのたまご学級）を年に1回でもこども館で行う	こども館を知り、身近に活用してもらうために健康づくり課と協力して行うことが必要。
効果的な情報提供のため、SNSを含めたインターネット（インスタなど）による情報提供の充実	若い世代が多いため、町が発信する情報は紙媒体よりもインターネットで入手する人が多い。更新や訂正も素早くできる。
保護者への子育てに関する啓発 育児相談、父親の協力、町の現状等について	一人で悩むことが多いため。解決方法を知ることやアドバイスを受けることができる。



■取り組むべき課題4 企業のサポート体制を粕屋町から発信

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅱ - 5 子育てにおける男女共同参画の推進

(1) 父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充

(2) 男女共同参画の視点による意識改革

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
子育てに男性が参加しやすくすること 育児は女性の仕事だという考え方を見直してもら うような啓発をする	根強く残る性別役割分担意識。町民の男女共同 参画についての意識が薄いと考える。
父親が家庭（育児・家事）に関わる時間を増やす	働く母親が増加しているが、まだまだ育児・家 事の負担は女性の方が多い。 男性は仕事以外のつきあいやしがらみが多いた め、そちらが優先になっている。

■取り組むべき課題5 環境の整備

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅲ - 1 子どもと子育てに安心なまちづくり

(1) 公園・遊び場の充実 (2) 事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
運動公園の整備、トイレの整備	運動公園のエリアを分ける。 野球、サッカー、ラグビーゾーン 陸上（幼児体育）ゾーン 老人、球技ゾーン、遊技ゾーン
道路の拡幅 道路が狭い	道路が狭く、交通事故が心配。開発（市街化） が進む前に条例などで、せめて片側一車線と十 分な歩道を。通学路が狭すぎる。
通学路の整備	TV番組で取り上げられたほどの危険な通学路 がある。雨の日など特に危険度が増している。 車、バス通勤が多く、歩道の通学が心配にな る。
通学路や歩道の整備	歩道や信号がない通りが多く、ベビーカーで歩 くと危険（段差等）な場が多い。道幅が狭い。

■取り組むべき課題6 保護者のサポート

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅲ - 2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

(3) 子育て支援者・ボランティアの育成

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
ファミリー・サポート・センターの会員を増員する。	子どもを預かる「まかせて会員」が足りていないと聞く。
病児保育施設が増えるとよい	現在、病院で実施していて、3名程度受け入れているようだ。申請から受け入れまでも時間がかかるので利用しにくいと聞いている。
病児・病後児対応、親が病気の時の支援	仕事中に発熱などでお迎えの連絡が入り困ったことがあるとの話を多く聞くが、ファミサポの支援にも限りがあり、根本的な対策にはなっていない。

■取り組むべき課題7 様々な世代別のつながり

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅲ - 2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

(1) 地域における相互交流・世代間交流の促進

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
世代間交流を深める	子育ての実情をいろいろな世代に理解してもらうことが必要。社会全体で子育てするということにつながると思う。
同世代で集まる。保護者同士や地域とのつながり（ネットワーク）づくりが必要	相談相手がないことの悩みが大きい。保護者同士や地域でつながりができることによって心の安心と解決の手がかりを得ることができる。



■取り組むべき課題8 地域のつながり

○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅲ - 2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

- (1) 地域における相互交流・世代間交流の促進
- (2) 子どもに関する諸団体のネットワークづくり
- (3) 子育て支援者・ボランティアの育成

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
地域のきずなを深めて共助を育てる	地域のつながりが希薄になり、孤立する家庭が増えているように思える。
地域で子どもたちを見守る組織づくり（地域力） 民生委員、区長、育成会、子ども会などの連携が必要	新しく粕屋町（地域）に転入してこられた方に安心感を持ってもらう。
地域の実情に合った子育て支援の展開	町内でも地域によって課題は様々。平等に公平にかゆいところに手が届くような支援が必要だと感じる。

■取り組むべき課題9 保育・子育ての支援の質

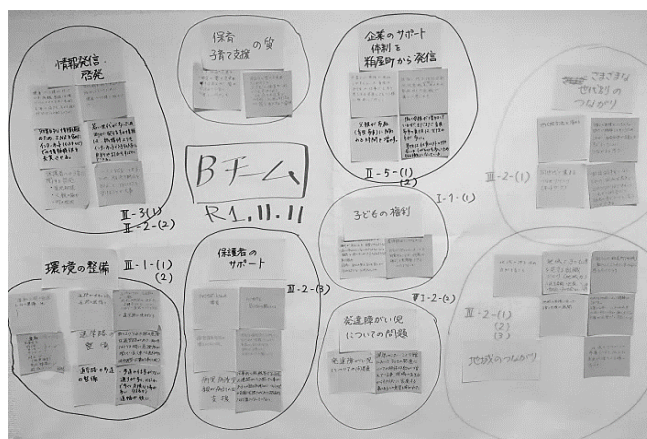
○関係する取り組み 計画の基本方針と施策の方向

Ⅱ - 4 子育てと仕事や他の活動との両立支援

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園等におけるサービスの充実
- (2) 教育・保育施設の充実
- (4) 学童保育における保育サービスの拡充

〈委員ワークショップで出された意見〉

課題	背景・理由
学童保育の充実と保育の量の充実が叫ばれるが、質が問われていない。「質とはなにか」を検討し、充実すること	保育所の量の確保が叫ばれるが、小学生の学童保育がこれからは求められる。また、働き方改革で中学校、高校の部活動形態も変化するとされる。



5 用語の解説

あ 行

■アウトリーチ

英語で「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味。元は社会福祉の分野で、助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けることを指した。近年、その内容は広がりを見せており、ニートや引きこもりの若者に対する家庭訪問、子育ての孤立感や不安感の解消を目指す子育て支援などがある。

■SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年の国連サミットで採択されたものであり、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって17の目標が設定されている。

■オレンジリボンキャンペーン

虐待で死亡する子どもは1週間に1人といわれ、この不幸を根絶しようという運動のこと。オレンジリボンは、児童虐待防止運動のシンボルとして使われている。厚生労働省は毎年11月を児童虐待防止推進月間に定め、各都市・各地域をオレンジ色のリボンで埋め尽くそうという計画を推進している。

か 行

■かすや子どもの日

“子どもの笑顔はかすやの未来 大人も子どもも元気になろう”をスローガンとして、日々成長する児童の健全育成のため、「子どもが持っている生きる力を地域で育むこと」「子どもを慈しみ、育む輪をみんなで広げること」を目的として、イベントを開催し啓発活動を行っている。

■コーホート変化率による推計

人口推計の1つの手法で生残率、移動率や出生率を考慮して推計するもの。コーホートとは、統計因子を共有する集団のことをいう。

■子育て応援宣言企業登録制度

福岡県が、「男性も女性も子育てがしやすい職場づくり」を目指して推進している制度。男女従業員の子育てを支援するための具体的取り組みを企業・事業所のトップが宣言し、県が登録する。制度の新たな整備に限らず、現在の制度をきちんと活用できる仕組みづくりや職場の雰囲気づくり等の取り組みでも宣言できる対象となっている。

■子どもの貧困対策

平成20年に「子どもの貧困」が社会的な問題となり、平成25年に「子どもの貧困対策法（正式名称は子どもの貧困対策の推進に関する法律）」が制定された。貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指すこと、第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策などに配慮することを基本方針として、子どもの貧困に関する複数の指標を設定し、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の4つの観点で支援策を展開している。

■子育て応援の店

社会全体で子育てを応援する気運を高め、安心して子育てができる社会づくりを目指し、福岡県が行っている事業。18歳未満の子どもがいる子育て家庭に様々なサービスを提供する店。県内の2万店以上の店が登録している。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当するもの。

さ行

■女性活躍推進

女性活躍推進法、正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、平成27年に成立した。自らの意思で「働きたい」と希望する女性がその個性と能力を發揮して職業生活において活躍できるよう、基本原則や方針、女性活躍を促すための事業主行動計画の策定、支援内容などが定められている。この法に基づき、女性の活躍推進のための取り組みが各自治体にも求められている。

■スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の諸問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う臨床心理士などの専門家。また、教職員や保護者への指導や援助も行う。

■スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職。子ども本人と向き合うだけではなく、家庭や行政、福祉関係機関など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整するもの。社会福祉士や精神保健福祉士などが担う。

■セクシュアルハラスメント

性的いやがらせ。特に、職場などで行われる性的・差別的な言動をいう。セクハラ。男女雇用機会均等法施行規則では、男性から女性に、また女性から男性に対して行われるものだけでなく、同性に対するものも含まれると明示されている。

た 行

■デートDV

交際中のカップル間に起こる暴力。暴力には、なぐる、けるといった身体的暴力だけでなく、精神的な暴力、行動の制限などの社会的暴力も含まれる。

■届出保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設で、児童福祉法の規定により知事への届出が義務付けられている認可保育所以外の施設のこと。

な 行

■認定こども園

就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供し、また地域における子育て支援事業を行う施設として、都道府県知事の認可を受けた施設。保護者の就労の有無によらず利用できる。地域の実情に応じて、認可幼稚園と認可保育所が連携する幼保連携型、認可幼稚園が保育所的機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園的機能を備える保育所型、認可外の施設が認定こども園となる地方裁量型などのタイプがある。

は 行

■発達スクリーニング検査

スクリーニングとは、精密検査の実施に先立って、精密検査を要するものと要しないものとの分けること。発達スクリーニング検査は、潜在的な発達遅滞や発達障害の可能性を早期に発見することを目的とする検査で、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの場でも活用されている。

■バリアフリー (Barrier free)

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それらを取り除くことをいう。

■フィルタリングサービス

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。現在、携帯電話事業者等がサービスを提供している。

■フレンドリータウン協定

自治体とプロスポーツチームが多方面にわたって連携し、スポーツの振興や地域活性化、住民サービスの向上を図ることを目的として様々な活動を行うために自治体と協定を結ぶもの。

ら 行

■ライフコース

就職、結婚、出産、転職、退職などの人生の様々な出来事に際して、個人が一生の間にたどる道筋のこと。

第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行 粕屋町 住民福祉部 子ども未来課

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

T E L 092-938-0214



粕屋町